

令和4年第3回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年9月14日（水曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度資金不足比率について
- 日程第 7 議案第 1号 備品の取得について
- 日程第 8 議案第 2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議について
- 日程第 9 議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 令和4年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第 6号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第 7号 令和4年度御宿町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第 8号 令和4年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第 9号 令和4年度御宿町一般会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	岡本光代君	2番	田中とよ子君
4番	土井茂夫君	5番	立野暁広君
6番	藤井利一君	7番	貝塚嘉軼君
8番	高橋金幹君	9番	伊藤博明君
10番	堀川賢治君	11番	北村昭彦君
12番	滝口一浩君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	金井亜紀子君
産業観光課長	渡邊和弥君	税務住民課長	佐藤昭夫君
建設水道課長	埋田禎久君	全町公園課長	伊藤広幸君
保健福祉課長	田邊義博君	教育課長	吉野信次君
会計室長	大竹伸弘君		

事務局職員出席者

事務局長	市原茂君	主事	市川可奈君
------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（土井茂夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第3回定例会が招集されました。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和4年9月招集御宿町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

新型コロナウイルス感染防止のため、席と席の間にパーティションを置きました。このため、一般質問に対する答弁、議案説明及び質疑応答については、着席のまま発言してください。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

また、通常ですと、御宿中学校において中学生議会が開催されますが、議場により開催ができない代わりに一般質問をビデオに収録し、中学生が授業中に視聴するため、本日の一般質問部分の撮影を行うことを許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

暑い方は、議員、執行部ともに上着を脱いで結構です。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また、携帯電話の類は使用できませんので、電源をお切りください。

(午前10時00分)

◎会議録署名人の指名について

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。6番、藤井利一さん、7番、貝塚嘉軼さんをお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（土井茂夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期は、あらかじめ配付した日程により本日から2日間とし、本日は、諸般の報告の後、2名の一般質問を行い、報告第1号、第2号及び議案第1号から議案第9号までを順次上程の上、質疑、採決を行い、散会いたします。

明日15日は、議案第10号から議案第14号までを順次上程の上、質疑、採決を行い、閉会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から15日までの2日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告について

○議長(土井茂夫君) 日程第3、諸般の報告について。

議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告のとおりですので、ご確認ください。
続きまして、石田町長から、議案提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに、令和4年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件につきましては、報告2件、契約の締結1件、規約改正に関する協議1件、条例改正2件、補正予算案5件、決算の認定5件の計16件についてご審議をいただきますが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会でご提案いたします議案の概要についてご説明を申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度健全化判断比率についてでございますが、令和3年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、町監査委員の審査に付し、その意見を得ましたので、本議会に報告するものでございます。

報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度資金不足比率に

ついてですが、令和3年度の水道事業会計に係る資金不足比率につきましては、町監査委員の審査に付し、その意見をいただきましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、本議会に報告するものでございます。

議案第1号 備品の取得についてですが、8月23日に指名競争入札に付した御宿小中学校教育用タブレットPC購入等について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、物品販売等契約の締結のため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議については、千葉県市町村総合事務組合の組織団体以外の団体で四市複合事務組合より、公平委員会に関する事務について令和5年4月1日から共同処理したい旨の依頼があったことから、千葉県市町村総合事務組合同規約について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地方公務員の育児休業等に関して、育児休業の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずるため、職員の育児休業等に関する条例の改正を行うものでございます。

議案第4号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、町営住宅岩和田団地用地として、御宿岩和田漁業協同組合から借用していましたが土地の返還依頼があったことから、団地を廃止し取り壊すため、御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号 令和4年度御宿町水道事業会計補正予算案（第1号）についてですが、今回提案いたします補正予算第2条収益的支出は、令和4年度御宿町水道事業会計当初予算第3条収益的支出を376万2,000円増額するものでございます。内容といたしましては、人事異動に伴う人件費の調整と単価の変更に伴う動力費の増額をするものでございます。

議案第6号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）についてですが、今回提案いたします補正予算は、歳入歳出それぞれ7万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11億2,910万1,000円とするものでございます。

主な内容ですが、人事異動に伴う職員給与等の減額及び法改正対応に伴う各種システムの改修費をお願いするものであります。

なお、本補正予算につきましては、去る8月24日に国保運営協議会の審議を経ております

ことを申し添えます。

議案第 7 号 令和 4 年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）についてでございますが、今回提案いたします補正予算は、歳入歳出それぞれ 50 万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,045 万 3,000 円とするものであります。

主な補正の内容は保険料還付金の増額でございます。

議案第 8 号 令和 4 年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）ですが、歳入歳出ともに 4,468 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額を 11 億 1,323 万円とするものでございます。

主な内容ですが、令和 3 年度における介護給付費等の実績に伴い、国県支払基金への返還並びに一般会計への精算繰り出しについて補正を行うものでございます。補正財源につきましては、国庫補助金法定負担分としての支払基金からの交付金や一般会計からの繰入金のほか、令和 3 年度からの繰越金を充てました。

議案第 9 号 令和 3 年度御宿町一般会計補正予算案（第 3 号）ですが、今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに 2 億 9,492 万 8,000 円を追加し、補正後の予算総額を 39 億 8,038 万 9,000 円とするものです。

本補正予算の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を活用した生活支援及び地域経済の活性化対策として、町民応援商品券発行事業やコンビニ交付システム導入をはじめとした急速に進む個人番号制度のオンライン活用及びデジタル化への対応、岩和田団地解体工事のほか、後年度を見据えた基金の積立て、令和 3 年度の国庫支出金及び県支出金の精算に伴う返還金の計上や今年度の人事異動等による人件費の調整等の予算措置をお願いするものでございます。

議案第 10 号 令和 3 年度御宿町水道事業会計決算の認定についてですが、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定によりまして、去る 7 月 5 日に監査委員の審査を受けましたので、同条第 4 項の規定により議会の認定に付するものでございます。

本決算の収益的収入及び支出は、収入が 2 億 9,907 万 420 円、支出が 3 億 2,315 万 385 円となりました。また、資本的収入及び支出は、収入が 1,160 万 8,000 円、支出が 1 億 445 万 9,421 円となりました。

議案第 11 号 令和 3 年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、去る 8 月 4 日に監査委員の審査を受けましたので、同条第 3 項の規定により議会の認定に付するものでございます。

本決算の規模は、歳入総額 11 億 8,411 万 2,106 円、歳出総額 10 億 9,446 万 3,009 円であり、実質収支額は 8,964 万 9,097 円となりました。引き続き今後も国民皆保険の根幹をなす国民健康保険制度の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、本決算につきましては、去る 8 月 24 日に国民健康保険運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第 12 号 令和 3 年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、去る 8 月 4 日に監査委員の審査を受けましたので、同条第 3 項の規定により議会の認定に付するものでございます。

令和 3 年度の決算につきましては、歳入総額 1 億 6,941 万 7,656 円、歳出総額 1 億 6,898 万 8,256 円となり、実質収支額は 42 万 9,400 円となりました。

議案第 13 号 令和 3 年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、去る 8 月 4 日に監査委員の審査を受けましたので、同条第 3 項の規定により議会の認定に付するものでございます。

本決算の規模といたしましては、歳入総額 11 億 7,628 万 7,517 円、歳出総額 10 億 3,154 万 6,715 円であり、実質収支額は 1 億 4,474 万 802 円となりました。

令和 3 年度は第 8 期介護保険事業計画の初年度であり、保険料額の改定を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける状況下での運営となりました。

議案第 14 号 令和 3 年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、本決算は地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、令和 4 年 8 月 3 日及び 4 日に監査委員の審査を受けましたので、同条第 3 項の規定により議会の認定に付するものでございます。

本決算の規模は、歳入総額 46 億 8,524 万 4,673 円、歳出総額 42 億 6,719 万 8,931 円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は 4 億 1,804 万 5,742 円となり、この額から翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支額では 3 億 7,758 万 9,742 円の黒字決算となりました。

執行にあたっては、第 4 次御宿町総合計画の「住民が希望を持ち、住んでよかったと思う特色あるまちづくり」への実現に向けて、人口減少及び少子高齢化、公共施設の老朽化などの課題に取り組みながら、新生活様式における住民福祉の向上に努めました。

具体的な取組といたしましては、繰越しとなっていた町消防団の統合に基づいた体制整備として、分団詰所建設工事や橋梁長寿命化計画に基づいた天神橋の補修工事の継続、また、後年度の小学校建設事業に向けて基金の積立てを行いました。さらには国の新型コロナウイルスワ

クチン接種事業の通年での実施をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した町民応援商品券事業等感染症対策や地域活性化の推進を図りました。

そのほか、人口減少、少子高齢化対策として、コロナ禍を契機とした定住化促進事業に力を入れるなど、効果的な執行に努めました。今後も、社会保障関係経費の増加や老朽化が進む公共施設等への対応、また、新型コロナウイルス感染症対策を継続しながらの事業実施や原油価格高騰・物価上昇等、世界情勢においても厳しい状況が続くことが見込まれます。引き続き、事務事業の見直し、自主財源の確保、基金の積立て、確保などの取組を進め、計画的な財政運営と安定した財政基盤の確立に努めてまいりたいと考えております。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、何とぞ慎重なるご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、諸般の報告をさせていただきます。

私の公務の日程の報告につきましては、配付をさせていただきましたお手元の資料のとおりでございます。

依然としてコロナウイルスの感染が猛威を振るっておりますが、今夏におきましては、町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、蔓延防止と経済活性の両面をしっかりと維持し、7月16日に海開きとプール開きを行いました。多くの方々のご支援とご協力により、海水浴場、おんじゅくウォーターパークともに無事に終了することができ、コロナ禍ではあったものの、夏のにぎわいをかいま見ることができました。

また、海と山の子交流事業につきましては、3年ぶりの交流事業が実現し、昨年度実施がかなわなかった中学校2年生の皆さんの交流会を開催することができました。幸いなことに、交流期間の全日程において天候に恵まれ、両校の生徒の笑顔があふれる思い出深い交流会となりました。

このほか、8月19日から21日にかけて、ビーチバレーボール大会が3年ぶりに開催され、学生、一般含め161チームが参加したほか、日本代表の選考につながるトップ選手の大会も併せて開催され、それぞれ熱戦が繰り広げられたところであります。

また、9月からは恒例の伊勢えび祭りが実施されており、町内の飲食店はじめ宿泊業において創作プランを用意し、多くのお客様に利用していただけるよう各種支援施策を講じてまいります。

地域経済の回復に至っては、コロナ前の水準にはまだまだ至っておりませんが、観光協会をはじめ様々な取組がされております。町といたしましても、コロナ対策と経済活性の両立をしつ

かりとサポートし、官民一体となって取り組むことで、一步一步にぎわいと活気が戻ってくるものと認識しております。

次に、新型コロナウイルスの感染状況でございますが、依然として衰えを見せず、9月13日現在では、千葉県内の感染者数は約89万8,000人を超え、そのうち御宿町は520人の感染者が確認されております。町民の皆様の感染防止へのご協力により、県内市町村で感染者数が最少の町となっており、心から感謝を申し上げたいと思います。

千葉県では、社会経済活動の維持、医療の逼迫の回避のため、オミクロン株の対策強化宣言が発令されております。オミクロン株が猛威を振るい、まだまだ油断できない状況であります。町におきましても、引き続き感染症の蔓延防止に取り組みながら、地域経済の回復に向け鋭意努力をしてみたいと考えております。

以上、諸般の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（土井茂夫君） これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、同一の質問については3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 田 中 とよ子 君

○議長（土井茂夫君） 通告順により、2番、田中とよ子さん、登壇の上、ご質問願います。

（2番 田中とよ子君 登壇）

○2番（田中とよ子君） 2番、田中とよ子です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目は、災害時の対策についてを質問いたします。

そのうちの1点目として、消防団員の確保問題についてを伺います。

全国的に大雨による災害状況、土石流による災害発生や地震発生や地震発生や地震発生

などが頻回にテレビ画面等に映し出されています。6月の議会において、御宿町消防団活性化計画が可決されました。その際、消防団員の減少問題について質問させていただきました。消防団活性化計画の中でも消防団員の確保対策は非常に困難であるとされています。限られた団員の中で、災害時等の様々な問題に取り組まなければならない状況下であって、団員確保問題は早急に対策しなければならない問題であります。

人口減少や高齢化の進捗などの問題で、現段階での消防団員の確保対策は非常に厳しい状況であり、今後は女性団員の加入促進などの検討が必要ではないかとの質問をいたしました。この質問に対し、女性団員を受け入れるには消防施設の設備や整備が不十分であるため、現時点での女性団員の加入についての検討は進めていないとのご答弁をいただきました。

当たり前のことではありますが、災害とは火災のみならず、大雨による災害や土石流による災害発生など、今まで想定されなかった災害の発生も多くなっています。未曾有の出来事の中で、被害者の方々からは、「今まで経験したことのない」、「今まで生きてきてこんなこと初めて」といったようなコメントが多く聞かれます。

災害時の対応には、男性団員以外にも活動すべき場面が多く出てくることは想定されます。住民の命を守るための人材確保は男女問わず必要であると思われれます。災害はいつ発生するか分かりません。数年先になるのか、明日にも突然発生するかもしれません。これは誰も予測できません。

施設整備については、現状では確かに女性団員のための施設整備はされてはいませんが、団員の加入がある都度対応していくことも可能ではないかと思われれます。施設整備等が完了するのを待つのではなく、まずは人員の確保に努め、訓練や知識の習得などを進めていかなければ、いきなりの消防団員としての活動は困難だと思われれます。

今年の1月に御宿町男女共同参画計画が策定され、その施策の中の基本方針には、「防災の担い手として女性を位置づけ、防災に関する意思決定過程及び防災の現場への女性の参画を拡大するとともに、安全・安心を確保するため、男女共同参画の促進を図ることが重要であり、消防や防災活動における女性の活躍の促進を目指します。」とあります。この計画の期間は5年間ですが、防災計画、消防団員の活性化計画はこれ10年ですよね。その間に5年間、まだまだ期間はありますが、町では様々な計画が策定されていますが、それぞれの計画の整合性が図られていなければ計画の意味がなくなってしまうのではないかというふうに感じています。

消防団員の人材確保体制を早急に進めるためにも、女性団員の加入についての検討をすべき

と考えますが、いかがでしょうか。女性は女性ならではの活動ができると確信しています。いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 1点目の消防団員の確保問題ということでご質問をいただいております。

消防団は、議員ご指摘のとおり、火災や災害など有事の際に地域の安全や住民の命を守る大変重要な役割を担っており、団員数の維持、確保は喫緊の課題であると認識しております。

その一方で、消防団員数の推移を見ますと、高齢化の進展や被用者、いわゆる会社勤めの方などの増加等から年々減少傾向にあり、団員確保については、これまでの枠を超えた様々な手法の検討が求められております。こうしたことから、令和3年度には消防団員の定年年齢の撤廃をするとともに、消防団活性化計画の更新を行い、町といたしましては、退職消防団員で構成する機能別消防団について優先して検討を進めることとし、分団長以上会議や本部会議において導入にあたっての検討を始めたところでございます。

議員ご提言いただきました女性消防団員でございますが、火災のみならず、全国で大規模な災害が発生する中、女性ならではの視点やきめ細やかな対応など、男性団員と女性団員がそれぞれ持てる力を相互に発揮することで地域防災力の一層の強化につながると考えております。当町におきましても、広報誌に掲載するなどの女性団員の確保についても実施した経緯はございますが、現時点では在団されている団員はいない状況です。

しかしながら、地域防災の要である消防団員の確保対策については、機能別消防団員制度を優先して取り組むこととする一方で、今ご提言いただきました女性団員の確保ですとか、そうした幅広い確保対策を同時に行いながら改善していくべき課題というふうに捉えております。先進自治体の対応を含め、消防団と協議しながら、消防力の強化に努めてまいりたいと考えております。

○2番（田中とよ子君） 確かに男性団員は勤務先が地元ではないとか、いろいろな面で昼間はいないとかという状況があると思うんですね。御宿町の人口比率から見ても、男女そんなに差がないと思うんです。男性ばかりを対象にしているのは、なかなかこの体制をつくることは難しいんじゃないかなというふうに考えます。ぜひ早急な対応ができるような体制づくりをしていただきたいと思います。

次に、災害時の協力団体等の協議について伺います。

以前、一般質問で、地震発生時における津波対策の問題として、リモートカメラの設置やド

ローンの導入について質問いたしました。その際、リモートカメラの設置やドローンの導入は、多大な費用負担が発生することなどから当町単独での設置等は難しい。民間団体等の一つの協会のようなところの力を借りながら、状況把握ができるような環境を整えていく考えを持っていると、有事の際に速やかに活用できる仕組み、体制をできるところからスタートしていきたいといった答弁でありました。

災害は発生すると、一自治体のみではなくて広域的な規模になることは目に見えています。大規模な災害の発生であれば、近隣の自治体にも多大な影響が出るでしょう。自己の自治体においても最低限の対応ができる体制づくりは重要であると考えます。そのためにも、早急な対策を図っておかなければ、受け身のままでは対応が遅れが出ていくのではないかというふうに危惧します。

災害に待ったはありません。備えあれば憂いなしです。他の自治体では、既に災害に備えてドローン活用などの協定を締結したとの報道もあります。以前の答弁にありました、有事の際に速やかに活用できる仕組み、体制づくりなどについて、その後どのような機関等との協議や検討がされているのかを伺います。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 災害時における状況把握体制の仕組みづくりでございますが、近隣団体の締結状況等を参考に様々な検討を進めているところでございます。

まず、ドローン取扱い事業者、団体との新たな協定の締結でございますが、千葉県などでも協定を結んでいる一般社団法人千葉県ドローン協会との協定締結に向け、現在、協議、準備を進めているところであり、協定条件等とまより次第、速やかに手続を進めてまいりたいと考えております。

また、近隣団体の締結状況を参考に、ヘリコプターを取り扱う団体との協議をこの議会後にした経緯がございます。協定を結ぶにあたっては、やはりヘリコプターとかですと、観光イベントのときに遊覧飛行等を行うとか、そういった様々な連携の縛りやチャーターごとの経費が非常に高額であるということが分かりまして、今の段階においては協定締結には至っておりません。

しかしながら、海に面した当町においては、津波、高潮対策や海難事故への対応が必要不可欠であることから、勝浦海上保安署との連携も密にし、有事の際の協力体制等について直接保安署のほうに出向いて、継続的な関係強化に向けて何度かお話し合いのほうをさせていただいております。

このほか、防災関連の協定でございますが、6月定例会にてご質問、ご助言いただいた後に、2件の災害時協定を締結しております。具体的には、運送会社等との支援物資の受入れ、また、社会福祉協議会を中心とした配送等の災害ボランティアセンターの設置、運営等について社会福祉協議会との協定のほうは結ばせていただきました。

現在、御宿町では、今年度新たに協定を締結したものを含め、廃棄物に関する事項、バス輸送、緊急受入れ、津波避難場所、生活物資等に関する内容について、自治体と民間を合わせ46の団体と協定を締結しております。既に協定を締結している内容についても、実効性ある内容が維持されるよう随時見直しを行うとともに、議員ご指摘のとおり、有事の際に速やかに活用できる効果的な仕組み、体制の構築については、引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（田中とよ子君） 先ほども申し上げましたが、災害はいつ発生するか分からないというのは、ニュース等を見ても意外なところで意外な災害に遭っているということが、もしこれが御宿であったらというふうに住民は考えていると思います。そういった際にすぐにそういう対応ができるのかどうか。備えあれば憂いなしです。できるだけ緊急時に対応できる体制だけはとっておいてほしいなということを希望します。

次に、先ほども話がありましたが、ドローンの導入についてです。

平時、このドローンが活用できる体制があれば、災害対策だけではなくて、町内全域の環境美化ですとか監視等についても活用できるのではないかとということで、再度導入についての質問をいたしますが、全町公園課が発足してもう既に半年がたちます。限られた数少ない職員が景観美化の取組とか町内全域の見守りをして対応を図っていますが、なかなか目が届かないのではないかと懸念しています。

ドローン等を活用して状況把握ができるのではないかと。それだけでいいということではないんですが、ドローンの導入や操作のできる職員の育成などについても町として検討するときではないかなというふうに考えるんですが、このドローンの操作には国家試験等も必要になるということも伺っています。そういったことに検討する考えがあるかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 議員のご提言でございますが、ドローンの導入や活用、そして職員の育成ということでございますが、ドローンにつきましては、飛行機やヘリコプターなどと比

べ、短時間での状況の把握ができ、また、赤外線カメラの設置など様々なバリエーションを有し、費用的にも安価であることから、国の関係機関や民間団体で活用していることは認識しております。

災害時における被害確認、被災者の発見、情報の収集など、効果があることは理解しておりますが、その反面、ドローンの操縦者の育成、限られた職員数において専門職員の確保というものがなかなか困難であり、天候や通信状況による影響、連続飛行が難しいことなど課題もあるようでございます。ドローンの導入については、他の利用方法や費用対効果も含めしっかりと状況を把握し、まずは民間団体との協定の締結に向けて協議を進めるとともに、実際に運用している自治体や民間団体に伺いながら、配備の必要性等についても検討してまいりたいと考えております。

先ほどのご質問で申し上げました、一般社団法人千葉県ドローン協会との協定の準備を進めているということでお答えをさせていただいておりますが、基本的には、現在、総務省、消防庁で全国の政令市等においてはドローンの配置がされているようなんですけども、なかなか各おのおのの団体でドローン等の設置というのが非常に厳しいということもあって、そうしたことも含めて各都道府県単位で、個人の方でお持ちの方とか、会社、民間も含めまして一般社団法人千葉県ドローン協会というものが立ち上がってきております。

これが千葉県のみならず、埼玉県ですとか神奈川県ですとか、それぞれ都道府県レベルでこうしたドローンの協会が今現在立ち上がってきておりますので、先ほどの協力団体等の有事の際の協定と若干重複はしますが、そうしたところが各都道府県レベルでも立ち上がってきておりますので、こうした団体を中心に、まずは実効性のある協定等の段階にステップを進めていけたらというふうに考えております。

以上になります。

○2番（田中とよ子君） こういうものを導入して、日々の活用ができて、それが災害にも役立つというような状況ができれば一番ベターなんだろうけれども、できるだけ国とか、そういう機関と協力を得てやっていただけたらなというふうに思います。

次に、移住定住化の対策についてですが、移住者への一時的な補助事業は当町にもあります。移住定住施策を推進する上では対象者をどのように考えているのか。移住定住化対策は、単に御宿町の人口を増やすために他市町村から人を呼び込むことだけではないということは充分承知しています。漠然と人口が増えればいいということではないと思いますが、どういった人たちに呼んでいただけるのかという焦点がはっきりとしない。何か特色のあるPRをしてい

かなければ、御宿に住みたいという人の心をつかめるのは難しいのではないかなというふうに最近感じます。

施策を推進するための対象者が明らかでないというのは、例えば、若い人たちを多く入ってもらおうとか、何らかのPRがされるといいんではないかなというふうに思うのですが、御宿に移住定住しようとする人、また検討している人は、御宿で生活をしていくために満足感がどの程度得られるのかということを中心に考えていると思います。住宅の問題、教育環境が充実しているか否か、勤労場所の確保、きれいな町づくりなどが挙げられると思います。それぞれがそれぞれに見合った生活環境を望んでいることは必須であります。

自然に魅せられて、海がきれいだとか、砂浜がすばらしい、海のスポーツができる、近くにある里山に行けるなど、いろいろ景観や食材の豊富さなどを条件に御宿を選んで来てみたけれど、日々の生活の環境を考えると移住の決定までには至らないといった声も聞きます。これは移住定住を推進していく上で検討すべき重要な問題点であると思います。移住定住を積極的に進めるのであれば、日々の生活環境がどの程度充実しているのか、充実させることができるのかを自信を持って発信していかなければならないのではないのでしょうか。

それには、まず、今御宿に住んでいる地元の人々が御宿に魅力を感じ、住んでよかったを実感できなければ、隣の芝生に魅せられて近隣の市町村に人口流出することもあり得ます。現在御宿町に在住している人が他の自治体に移住することがないように施策も併せて考えていかなければならないのではないのでしょうか。移住を考える人々は、現状の生活圏については十分な調査をした上で、各市町村との比較検討をして意思決定をすることもあるのではないかと思います。

他の自治体にはない御宿町特有の特化した施策が示されるのであれば、また検討されているのであれば、それについてを伺いたいと思います。細かいことは結構です。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、移住定住化対策についてのご質問にお答えいたします。

ただいま議員ご指摘のとおり、御宿町における人口動態は、50歳以上の世代では転入超過の傾向が見られるものの、少子化に加え若い世代においては、就学や就職、結婚などライフステージの変化に伴い、大幅な転出超過により人口減少が進んでいます。若い世代が御宿町を出て視野を広げていくことは必要なことで、もちろん町としても応援をしているところですが、そうした若者が帰ってきたいと思える町、また、そのような子育て世帯の方が住んでみたいと

思える町にする、そうしたところの移住定住をベースに現在、施策を進めているところでございます。

そうした中で、他の自治体にはない御宿町特有の特化した施策についてというご質問でございますが、似たような施策を実施している市町村もあるかとは思いますが、子育て世代に御宿町を移住先として選んでいただき、住み続けていただくための取組として、主なものを申し上げます。

子育て教育関連では、プレママ相談事業、小中学校入学準備費用補助事業、小中学校修学旅行費用助成事業、高校生通学定期券購入費補助事業、高校や大学等への入学準備金給付制度、海外留学助成事業などのほか、暮らしに関する支援制度としては、野生獣被害防止対策補助事業、また、移住・起業に関する支援制度としては、空き店舗や空き家を活用した起業創業等支援金給付事業、中小企業等ホームページ作成費用補助事業、テレワーク移住者等支援金給付事業などがございます。

現在、第5次御宿町総合計画を策定しておりますが、住民アンケート調査やワークショップの結果を見ますと、議員ご指摘のとおり、子育て世代である30代、40代では、豊かな自然環境に魅力を感じ、65%程度の方が御宿町に住みたいという定住志向があるものの、御宿町に求めるものとして、働く場の創出、子育て支援の充実、住宅購入や家賃の支援、住宅あっせんや空き家情報の提供などが上位を占めました。また、ワークショップに参加してくれた子育て世代の方々からは、町の子育て施策は何があるのかよく分からないとの声がございました。

先ほど申し上げましたとおり、子育て、教育に関することを中心に、近隣市町にはない御宿町特有の施策を実施しているわけですが、PRが足りないことを痛感いたしました。これではせっかくの制度や支援策が生きてこない。まずは町民の方にこれらの取組を知っていただき、活用してもらおう。そして、議員ご指摘のとおり、御宿町に住んでよかったを実感できれば、住みたいと思ってもらえるのではないかと考えています。そして、それが町外や県外の方々に伝わり、御宿町を移住先に選んでもらえることにつながっていくのではないかと考えます。

また、先ほど議員から、移住定住を積極的に進めるのであれば、自信を持って発信していかなければならないのではないかとのご指摘をいただきましたが、最近、地域おこし協力隊が発信しているSNSに移住を考えている人たちからのコンタクトが増えてきています。若者世代、子育て世代は、SNSなどで情報を共有することが多いので、こうした媒体を使った情報発信は非常に効果的であると考えています。

現に、御宿町に住んで暮らしている人から発信される情報は、移住の決め手となるような生

きた情報になると思いますので、そうした発信についても、地域おこし協力隊を中心に、地域の方々の力をお借りしながら行っていきたいと考えてございます。若者世代、子育て世代の移住希望者や地元住民が求めているものは何なのか、そうした声をしっかりと検証し、御宿町に住んでみたい、住み続けたいと思えるような町づくりに取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○2番（田中とよ子君） 今、PRが足りないというお話だったんですが、町が何をしているのかが分からないという声をよく聞くんですね、若い人たちが集まっている中で。そういった中で、SNSで情報を得たとか、発信はしてくれているんですけども、発信する場所がなかなかみんなの目に触れないとか、そういうこともあるので、もうちょっと地域おこし協力隊がやっていることも町からバックアップをしてあげる、そういった体制ができるともっと広くPRできるのではないかなというふうに考えます。

町長にお聞きしたいんですけども、町長から見た移住者の実態というのはどのようにお考えになりますか。今、若い人も徐々に増えてきている。この後の質問にもなるんですけども、徐々に移住者も増えてきてはいるんですけども、現状、町長から見た移住者の人はどういう満足感を得ているというふうな思いをお持ちになっていますか。通告以外だから駄目ですか。

○議長（土井茂夫君） 町長がよければ。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、田中議員、おっしゃいましたけれども、傾向として少しずつ若い人たちが移ってきていただいているなという感覚は持っております。そういう中で、本当に一般的な言い方になりますけれども、住みよい町をつくろうということで、即現実的に効果はまだ出ていませんけれども、その一つの大きな形としてはですね、私は全町公園課を提案させていただいたわけですが、これがぜひ基軸となって、基軸というか一つの大きな政策としてしっかりと進めていって、若者が住む、若者だけではなくて、人口減少が進む中で、ぜひ移住定住の方々が多くいらっしゃっていただけるような町づくりをしたいと思います。

以上です。

○2番（田中とよ子君） ありがとうございます。

次に、子育て環境の拡大についてということで、今、企画財政課長からの答弁の中にもありましたが、移住者、特に若者世代の移住者が増加している自治体においては、子育て支援対策が大きく評価され、功をなしているということを新聞やテレビ報道で取り上げられています。子育て世代の方々は、自然環境がいい御宿に住んで、そこで子育てをし、教育をし、地域に溶

け込んで仲間を増やしていきたいということを望んでいます。

現状、子育て中の方々の中には、「共働きをしているが、子どもを預かってくれる環境が短時間の場合が多く、フルタイムでの勤務がなかなか難しい」、また「放課後児童クラブを利用したいが定員で利用できないと言われたことがある」などという声も聞かれます。勤務地が地元ではなく、保育時間や放課後児童クラブの利用時間も限られている状況の中で、子育て環境の拡大があったらいいのにといい意見もあります。

令和2年3月に策定された第2期次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画によると、放課後児童クラブの利用者登録数の定員は30名ということになっていますが、現状がいかがなのか。また、放課後児童クラブは、児童館の2階を活用していますが、規模的にはこれ以上の利用希望者が増えた場合、施設の規模から見ても受入れには難しいのではないかと。そういった、もし利用希望者が来て入れなかった場合は待機者として対処せざるを得ないのか。

課題はいろいろあると思われませんが、受入れ施設規模の見直し、また人材の配置、利用時間延長などの検討についてのお考えがあるのかどうかを伺います。

○保健福祉課長（田邊義博君） 放課後児童クラブは、第2期次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画による令和6年度までのニーズ量を31から32人で見込んでおり、定員の35人の範囲内でサービスを確保できる見込みとしておりましたが、夏季休業中の利用希望が多く、一時的に申込者が定員を上回る状況となっておりました。そのため、令和3年度から定員を40名に増員し、2階の放課後児童クラブ室に加え、1階の卓球室も活用して対応することとしましたが、令和4年度は、申込者が定員を上回り、全てのお子さんを受入れできない状況になっております。

受入れ施設規模の検討につきましては、今後も需要が高まることも想定し、拡大の方向で検討する必要があると思いますが、現在の施設では対応できませんので、現在検討が始まりました小学校の整備に合わせて検討を進めてまいりたいと考えております。

利用時間延長につきましては、実施する場合は職員の勤務時間や配置数の見直しが必要となりますが、指導員の確保が難しい状況もございますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（田中とよ子君） 子どもはだんだん年齢上がってくると、その施設は利用しません。今利用できなければ、この後、必要なくなっちゃうという、そういう状況ですから、できれば早くに対応していただけるとありがたいというふうに思います。少子化対策の一つにもなる

のかなというふうにも考えますので、できるだけ子どもの育成環境を整えるということで、早急な対応について検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、少子化対策についての3点目なんですが、御宿の少子化対策については、医療費の無料化、通学定期の補助など、いろいろ実施されています。既にこれらの事業については他の市町村でも実施されている事業であります。

過去に不妊治療費助成に関し質問した際、町長から昨年3月に非常に重要な課題であるので、一人でも出生者が多くなるように最善の策を取っていきたい。今年3月、人口減少対策、出生率の向上の重要な政策の位置づけとして、第5次総合計画の中でしっかりと組み入れていきたいとの答弁をいただいています。

3月議会では、今年度の予算にも不妊治療費助成費が計上されています。しかしながら、まだ実施には至っていません。早急に実施できることを願っていますが、具体的に実施時期や内容について何うとともに、総合計画の策定中ですが、この件についての検討もされているのかどうか、併せてお伺いいたします。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 本町における不妊治療費の助成でございますが、議員のおっしゃるとおり、今年度の当初予算に計上させていただいております。本年4月から不妊治療が医療保険適用されることから、保険給付外の一部負担金の一部を助成することで、妊娠を希望される方の経済的負担の軽減を図ることを目的にしております。

保険適用が今年4月からで、制度設計のために参考とする先行事例が容易に見つからないこと、近隣に専門の医療機関がないことから補助要綱の制定に手間取りまして今に至っております。現在、少ないながらも先行する自治体が補助制度をスタートさせており、情報交換するなど要綱の作成に至りました。

現在、内部決裁中で公表の段階ではございませんが、対象者は、不妊症または不育症で医療保険による治療を受ける方で、医療機関に支払う自己負担金の一部を償還払いで助成する制度としております。間もなく住民の皆様へ周知を図りますが、今年4月に遡って適用したいと考えております。

以上です。

○2番（田中とよ子君） 周知のほう、よろしくお願いいたします。

次に、3点目の史実の継承について質問いたします。

御宿町には、平成3年に編集された御宿町史があります。この町史については、御宿町の歴

史が克明に記された貴重な資料であります。平成3年に編集されてから、もう既に30年以上が経過し、編集後の30年間では町も大きく変貌があります。当時を知る人々も年々少なくなってきました。過去を語る人が徐々に少なくなっている状況や、当時の記憶や資料等が徐々に失われていくことに危機感さえ感じます。

最近では、終活により断捨離をするなどといったことも耳にしますが、過去のものが消滅していく、また記憶が薄れていく、継承が難しくなっていくという現象は、町の財産の大きな損失であります。資料の保存が難しい、生の声を聞くチャンスが逸失してしまうなど、早くに対処に取り組まなければならない状況に来ているのではないのでしょうか。

町史編さん作業には、当時の状況を知る人々からの聞き取りや資料収集など、多大な労力や時間が必要になります。編さんに関わる人など専門知識を持つ人材の確保も必要であります。町の史実を継承していかなければならない。町の史実をどのように継承していくのか。町の歴史を残すための町史の編さんについて、史実の継承について町の取組をどのようにお考えかを伺います。

30年間という、まだまだ30年間短いよというふうに捉えられるのかどうか分かりませんが、30年前に40歳代の人はいまもう既に70歳を超えています。記憶は薄れているのではないかと思います。既に自分自身も薄れています。当時10歳の子どもが、その10歳から30年後、40歳になるまでのことを詳細に覚えているかということは、なかなか語るができないのではないかと思います。日々の記録が町に残っていれば別の話ですが、現状がどうなっているのかも不安を抱いているところです。どのようにお考えなのかお聞かせ願います。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 現在の町史でございますが、議員ご承知のとおり、当時の町史編さん委員会によって平成3年に編集をしていただき、平成5年3月に発行されております。昭和55年に編さん委員が委嘱され、その後10数年の歳月をかけて多くの方々からの資料提供や膨大な調査ご尽力の下、郷土の自然、原始、古代から中世、近世の御宿の歴史、産業、経済、教育、民俗、文化など平成初頭までの様々な分野にわたり内容が掲載されております。

ご指摘のとおり、町史は編集されてから約30年が経過しておりますが、この間、急速な時代変化に対応しながら、町といたしましても、多様な経験を重ねてきており、こうした経験、記録は御宿町にとって大切な財産であると認識しております。資料等につきましては、日々の日誌や公文書など、先輩方の時代からしっかりと受け継ぎ、現在においても記録保存しております。町の歴史を次の世代へしっかりと残すことは大変重要であり、途中で途切れることなく

継続させなければならないものと考えております。

町史編さんには、多くの労力と時間、膨大な資料が必要と考えられ、これからのデジタル社会に伴い、記録保存についてもデータ化を併せて検討しながら、追加で編さんするにふさわしい一定量のデータや資料が蓄積された段階で、編さん事業について改めて検討してまいりたいと考えております。

資料の保存等については、しっかりと保存していくことで対応が可能かと思いますが、現在、議員ご指摘いただきました、経験を重ねた人から直接いろんなお話を伺うといったことについては、時限的な一定の限界があると改めて認識をしております。そうしたことから、編集してそれを発行するというタイミングについては、またその都度の考えでいいんでしょうけれども、それぞれの事柄のまとめですとか、原稿に起こしていくということについては、改めてもう少し短いタームでの検討ができないか、改めて検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○2番（田中とよ子君） 資料保存とか記録を残すということは、やはり生の声を聞くというのは非常に大きなことだと思うんですね。そういった方々が早期に亡くなってしまったり、あの人のところに聞きに行けばいいという方がもう既になくなってしまったとか、そういう状況が最近よく耳にすることもあります。年齢とともに記憶が薄れていっている人もいますので、できるだけ記録をしておくということで努力して行っていただきたいなというふうに思います。

それに関連することなんですが、資料の保存はしていますという今答弁いただいたんですけども、町に由来のある過去に作詞作曲された作品、それについての継承がどうなっているのか。御宿にゆかりのある歌というものがいろいろあると思うんですね。「月の沙漠」はもう全国的にも有名ですから、知らない人はいないだろうというふうに思われますが、御宿にゆかりがある「御宿ブルース」ですとか、「御宿ばやし」ですとか、「房州御宿音頭」とか、400年記念でつくられた「あの日を忘れない」など、いろいろな過去に作詞作曲された作品は多くあったと思うんです。その作品が今どこでどのように管理されているのか、埋もれてしまったのではないかということに危惧しています。

こういった作品がないかということで、いろいろ聞いてやっと見つけたという作品もあったんですが、作品の歌詞については広報誌に掲載されているんですね。だから、こういう歌が御宿にはあったんだなという主なものについては掲載されていることがあるんですが、曲がどういう曲なのかということはおもう忘れられている、そういう状況です。手に入らないです。こういうものが欲しいんだけど、と言ったときに、記念館にあるんじゃないの、資料館にあ

るんじゃないの、役場で保存してるんじゃないのという、もう本当にあちこち聞いても見つからなかったということもあります。

作品のデータ管理はどのようになっているのか。多分、時代時代に合わせて作詞作曲されたものだと思うんですけども、そういったもののデータの管理はどのようになっているのか。どこにあるのかも分からないような状況になっているんだとすると、今、作品の掘り起こしをしないと、貴重な作品がここで消えてしまうんじゃないかと。過去に作成された作品がどれだけあるのか、さっきの町史編さんのこともそうなんです、当時のことを知るための調査も必要になってくるんじゃないかと。過去にはこの歌とかで住民が踊ったり、地域の人たちが集まってにぎわってきたということも年に何回かありました。その中でも郷土愛が生まれたりしてきたんだと思います。そのような地元がにぎわう歌や踊りがお蔵入りしちゃっているのはもったいない、そのように感じます。

御宿には活力が感じられないといった声も聞かれますが、これらを復活させることも地域活性化の一つになるのではないかなというふうにも思っています。イベントの実施にあたって地元の住民が潤うこと、住民が親しみややりがいを持つことで来町者との交流を深めることも、移住定住事業に結びつけ、町づくりを進める上での一考になるのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

昔は、町長も町民と一緒に盆踊りをしたり、そういったこと経験があると思うんですけども、やっぱりそういう歌、曲、それがどこに行ったかも分からないという状況の中で、これから活性化させるための努力、作品の継承等について、町はどのように考えていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） ご質問ありがとうございます。

それではお答えいたします。私見ではございますが、歌は世につれ世は歌につれという言葉があります。御宿町で生まれました歌を幾つか挙げてみます。今、田中議員おっしゃいましたけれども、歌はその時代時代にあってつくられてきております。

「御宿ブルース」は、「夢の御宿、海女の町、海の町、恋の町」と歌っております。「回想譜」は、御宿を回想しつつ恋心を歌っております。「御宿音頭」は、海を宝とする海女とかじこの姿をにぎやかに歌っています。「御宿ばやし」は、メキシコ物語や月の沙漠、海女さんたちと白い砂浜、言わば町の特徴をつづった歌であります。「月の沙漠」は、申し上げるまでもなく、大正時代に詩人加藤まさる氏が御宿の浜辺でつづった愛とロマンの歌であります。「あ

の目を忘れない」は日本メキシコ交流 400 周年を記念し、400 年前に御宿沖で遭難した多くの
人々を助けた御宿岩和田村民の勇気ある行動をたたえた歌であります。また、時代の中で生ま
れ、その時代時代を画してきました。歌にはリズムがあります。その時代に合わせ、風潮に合
わせて作られてきました。

ご指摘のように、およそ 2 年の間コロナ禍ではありましたが、また、高齢化が進んだとも言
えるとは思いますが、歌や踊りの機会がなくなっているのは事実でございます。御宿で生
まれた歌を、ある時代を画してきた歌をしっかりと保存して、また親しむことは大事である
と思います。

しかし、これらの歌を素材として今の世につなげて、今の世を興していくことは、ご指摘い
ただいておりますように、忘れられていくものを復活することは大きな能力が必要であると考
えます。しかしながら、もう一度歌の普遍性をたずねてみたいと思います。

田中議員には日頃のサロンでのご活動ご苦労さまです。ありがとうございます。今、行って
いただいております地域地域での、場所場所での活動は非常に大切なことであると思いま
す。御宿で生まれた歌の普遍性をたずねて、これらの歌を披露できる機会を見つけ、つくり出
して文化の創造を試みていきたいと思えます。

深は新なりという言葉があります。今あるものをいま一度見詰め直し、深めることは新しい
ことの創造につながっていくという意味の言葉でございます。皆様方のご協力をいただきな
がら、いま一度見詰め直す機会づくりを試みていきたいと考えております。作品のデータ管理に
ついては、いろいろご指摘いただきました。改めて見直して、しっかりと保存していきたい
と思えます。

以上でございます。

○ 2 番（田中とよ子君） 町長から、それぞれの歌のいわれについて説明いただきました。そ
れぞれ大事な町の歴史がそこの中に組み込まれているというふうに承知していますが、先ほど
町長からサロンについてのお話いただきました。現在、私は多世代交流事業であるサロンかぐ
やでボランティア活動をしています。現在サロンに興味を持つ高齢者の方、また若者の参加に
についても、徐々にですけれども、増えています。

昔の御宿の状況や風習等をそういった中で話していると、いろいろな話が出るんですね。そ
の中で一つの試みとして、「房州御宿音頭」を踊ってみましょうよと、知っている人がいるん
じゃないかということで、この音源を探したんですが、それを探すのに、保健福祉課長にいろ
いろ奔走していただいて見つけていただきました。

それで、サロンかぐやで踊るようにはなったんですが、この踊りを若者にも一緒にやってもらいましたら、すごい興味を持ってくれたんですね。踊りとは言わないです、ダンスと言いますけれども、このダンスは楽しいと言ってくれた中に、今度は年配の人も入ってくれるようになって、御宿にこんないいものがあるのに廃れさすのはもったいない。何とかこれをもっと広げようよといったような声も聞かれるようになりました。

今、こういうふうに思ってくれる人がいる、存命している、何か生きているという言い方すると非常に申し訳ないんですけども、継承できる人が存命しているこのチャンスを逃しちゃいけない。一緒に踊ってみようという人がいるのであれば、これからこれを広めていきたいなというふうに考えます。

過去には、こういう歌や踊りで郷土愛が育まれたこともあったと思います。半世紀近く前からの郷土の歌や踊りが失われて、高齢化している状況の中では貴重な財産が失われていくというふうに関心、非常にもったいないと感じています。こういった作品を残す努力を今しないと、一挙に失われてしまうのではないかとということを危惧しています。何とか復活させたいという思いを持っている人も町には少なからずいます。

忘れられていくもの、失ったものを復活するには大きな労力が必要になります。町史編さんも、文化の継承も、早く手を打たなければ人材と機会を逸してしまうと思います。町のお考えは、先ほどの答弁で分かりましたが、できるだけ早期の取組に着手していただくことを要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 以上で、2番、田中とよ子さんの一般質問を終了します。

ここで10分間、休憩いたします。

(午前11時17分)

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時32分)

◇ 北 村 昭 彦 君

○議長（土井茂夫君） 11番、北村昭彦さん、登壇の上、ご質問願います。

(11番 北村昭彦君 登壇)

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。議長からお許しをいただきましたので、事前通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からは、2点質問します。

まず1点目、ロケーションサービスあるいはフィルムコミッションと言ったりもしますが、こちらの開設についてという質問です。

近年、地域活性化を目的として映像作品のロケーション撮影、いわゆるロケが円滑に行われるための支援を行う自治体が増えています。ロケーションサービスと言ったりフィルムコミッションというような組織、団体あるいは仕組みをつくって、例えば畑でロケがしたいとか、海辺でロケがしたいとか、あるいは学校施設、体育館みたいところでこういうシーンが撮りたいというような要望にお応えして、そういった場所を提供したりとか、紹介したりとか、あるいはエキストラを地元で募集したりとかですね、それから、例えばロケに来るスタッフの方たちの宿泊、あるいはお昼のお弁当、ロケ弁と言ったりしますが、こういったものの手配といったものを様々なロケに関わる業務を支援するということでロケーションサービスというふうに言われています。これが簡単に言うと地域の活性化になる、町おこしになると、地域に経済効果をもたらすということで様々な自治体がそれに取り組むようになってきているというふうに認識しております。

我が町は、自然、歴史、文化ともに非常にいろんな特色を持っていて、ロケ地としてもニーズは高い。既に、特にこういったロケーションサービスという活動に力を入れて、現段階ではそれほど力を入れてきてはないと思いますが、それでも既にいろんなロケに使われてきていることとは思います。私も、そういったロケに何度か協力をさせていただいておりますし、ここ数年、毎年のようにそういったお話をいただいてお手伝いをさせていただいております。という状況の中で、私が今回この質問をさせていただいた理由といたしましては、もっともったこのロケーションサービス、フィルムコミッションというものを設立して、この活動を活発にすることで、もっと大きな効果がこの町にもたらされるんじゃないかと、もったいないんじゃないかなという思いで今回質問をさせていただいております。

では、1つ目の質問です。

近隣事例の把握状況についてというところで、近隣の自治体では、先行してそういった組織、あるいは仕組み、枠組みのようなものが設立、開設されて活動が始まっているというふうに伺っています。これ、一つの決まった形があるわけではないので、それぞれいろんな取組になっているのではないかなというふうに思っていますが、町として、それぞれ近隣でどんな形でどんなサービスを提供しているのか、その辺をどのように把握されているのかについて、まずは伺いたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） それでは、近隣事例の把握についてお答えいたします。

夷隅郡市内におけるロケーションサービスの開設状況を申し上げますと、いすみ市と勝浦市で開設がされております。

いすみ市では、いすみロケーションサポートを設置し、商工会、観光協会などが連携してロケ誘致及び撮影支援を行っております。

また、勝浦市では、勝浦ロケーションサービスを開設して、観光協会に専門職員を配置し、窓口となり、商工会、漁協等の団体、地域おこし協力隊と連携し、撮影許可等の地元の交渉、撮影スタッフの宿泊施設の紹介など各種協力要請の対応を行っているかと把握してございます。

以上です。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

勝浦市それからいすみ市での取組の状況をお伺いしました。

これ、私も、本当にインターネットで簡単に調べただけで、きちっとした状況を把握していないんですが、大多喜町でも、地域おこし協力隊の募集でロケーションサービスに関わる人材というようなことで、今年になってから情報が出ていたりもしたので、同じようなタイミングで検討が始まっているのかなというふうには認識しております。その背景としては、1つには、このコロナ禍において巣籠もり需要って言うんですか、おうち時間なんて言い方もしますけれども、家での中で映像作品を見るという時間が日本の中でかなり高まってきて、それに伴って様々な形で、テレビだけではなくて、動画配信サービスのような中での番組制作とか、あるいは映像作品の制作というようなニーズが以前に比べて非常に増えているというような研究の報告も上がってきているようです。

そんなところで大きなチャンスが来ている、このコロナ禍でまた新しいチャンスが来ているというふうに捉えると、多少、いすみ市、勝浦市、あるいは他のライバルじゃないですけど、似たような地域に比べると、後発になる部分もあるかもしれませんが、御宿ならではの特色を生かして、かつ先行して始まった勝浦市、いすみ市なんかとも連携しながら、この外房地域の変化に富んだ自然、文化、建物含めていいサービスを提供すれば、今まで以上に大きな効果が期待できるんじゃないかと思えます。

では、そんな期待を込めて検討、この町で始まったらいいかなというふうに思っているんですが、現在、町の方では、どのような形でこういった撮影等の受入れ、実施を現在もやってきてくださっているということは承知しておりますので、改めて今かちっとした枠組みが設立、

開設はしておりませんが、今どんな形で受入れをされているのかについて教えてください。

それから、もう一つ、ロケーションサービスというそういった仕組みがない場合は、受け入れられる撮影を逃すという場合もあるのではないかと思います。そういう意味で、今後、ロケーションサービスというものを関係団体いろいろ可能性があるとは思いますが、開設するお考えがあるかどうか、その場合どういった人たちと連携を取るといようなことをお考えかどうか、このあたりについてもお伺いできればと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 当町における撮影の受入れ、連携の状況と、ロケーションサービスの開設の考え方についてお答えさせていただきます。

現在、町では、産業観光課が撮影の受入れ窓口となり、庁舎内、商工会、観光協会、漁協などと連携を図り、施設利用や撮影調整など各種協力要請等の対応を行っております。

こうした中、町におけるCM、ドラマ、映画などの撮影は、年間 10 件以上の撮影活動が行われているところでございます。

ロケーションサービスの開設の考え方につきましては、町では、撮影を通じて町のイメージアップや宿泊、飲食等による需要が図られ、地域の活性化が見込まれる取組であると考えております。そうした中、現体制において、町、観光協会、商工会など関係団体等のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

前向きに検討いただければなと思います。

冒頭にも申し上げましたが、このロケーションサービス、あるいはフィルムコミッションの町にもたらす効果というものを考えてみたときに、今、課長がおっしゃっていただいたような経済効果とか、あるいは町のPR効果といったものがまずは思い浮かぶんですけども、もう一つ見落としてはいけないなと思うのが、町の地元の皆さんに明るい話題を提供する、有名人あるいはみんなが知っているような人気番組のロケが来たんだよというようなことは、とても子どもたちに係らず町の皆さんにとってすごく明るい話題になると思うんですね。しかも、いい形で紹介されれば、郷土愛というんですかね、自分たちの町はやっぱりいいところなんだってという思いを改めて強くする、そういった効果もあると思いますし、今ロケーションサービス、どういった形で団体が連携してつくりあげていくかという話もございましたが、エキスト

ラ含めて、あるいは個人宅のお庭を、あるいは畑を、あるいは逆に廃屋みたいなものであっても、個人の所有のものがある撮影にはとても適しているといったようなことが、いろいろなパターンが考えられると思うんですが、いろんな町の方々がこのロケーションサービスの取組によって、今までになかったつながりを持つ、そして同じ話題で盛り上がれるといった効果も、実は私個人的には大きいんじゃないかなというふうに考えています。そういう意味でも、この町づくりというか、課長がおっしゃった町の活性化という面で非常に大きな効果をもたらしてくれるのではないかと。

それからもう一つ、これ僕がいいなと思っているのは、あまり大きな事前の投資が必要な取組ではないですね。大きな箱ものが必要だとか、あるいは大金をかけて機材を、あるいは特別な専門家を投入しないとできないような取組ではなく、今ある組織と、あるいは個人も得意分野を持った、あるいはそういう熱意を持った個人の方々も、その仕組みの中に取り込んでチームをつくれれば、あとはチームがあつて、ルールがあつて、簡単なホームページで我が町ではこういったサービスを提供してます、こういったロケ地がメニューとしてありますよというようなことが紹介できさえすれば始まっていくと。それは、どんどん大きな投資を必要としなくても、情報の蓄積と人のつながりの広がり、どんどんサービスがいいものになっていくという意味で、なかなか今予算的にも我が町苦しい状況にありますので、非常に少ない予算で大きな効果が期待できるという意味で、個人的には非常に期待をしておりますし、早く一足飛びにいい仕組みというのはできないと思いますので、まずはあまり難しく考えずにチームづくりの部分から始めてみて、少しずつ育てていくというようなことを早く始めた方がいいんじゃないかなというふうに思っているところであります。

この辺も含めまして、町長、最終的には、これはやっぱり町長の思いと勢いで進めていただければなというふうに思っているんですが、改めまして町長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 北村議員よりフィルムコミッション開設に関するご提言と受け止めておりますけれども、撮影等に関する現時的な対応については、今、産業観光課長が申し上げたとおりであります。ご提言ということについては積極的な対応ということだと思いますけれども、それに関して効果がどのくらいあるのかなというのはまだ分からないんですけれども、素晴らしいご提言をいただきましたので、まずは内部で、産業観光課を中心とした内部で検討し、協議して、さらには観光協会も含めて検討してみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○11番（北村昭彦君） はい、ありがとうございます。

まずは内部でご検討をというご答弁でございました。

最後に、付け加えさせていただきたいのは、この映像作品の制作に関わる、あるいは番組、テレビ番組の制作に関わるような方たち、私も冒頭少し申し上げましたように、ここ四、五年の間にある番組のお手伝いを通してそういった方たちと非常に親しくさせていただいているんですけども、そういう方たちというのは、今、目の前にある素材のいいところをより磨きをかけて世の中に分かりやすい形で提示をするということに長けた方たちですよ。そういう意味で、御宿に通っていただいて、そして御宿のファンになっていただいて、そうすると、御宿、もっとういようなところ、いいところあるし、こういう形で磨きをかければこういう形で映像作品になるよとか、あるいは世の中にもっとPRできるよというような、いろんなアドバイスをいただくことができるというふうなことが本当に最近多くなってきました。

そのスタッフの中の一人は、御宿とても気に入ったので別荘というか、拠点を一つ持ちたいな、いい場所があったら北村さんちょっと紹介してよ、なんていうお話もいただくぐらいになっています。そういう意味で、こういう非常にクリエイティブで、あるいは世の中に情報を発信することに関するプロフェッショナルをどんどん呼び込んで、この町の町づくりにおける心強い味方になってもらうというような面も含めて、この取組み、ぜひ前向きに検討をしていただければなというふうに思います。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

防災無線による時報チャイムについてということで、今、私たちの町では、毎日3回、朝7時、昼12時、それから夕方5時に童謡月の沙漠のメロディーが3回流れるという形で防災無線による時報チャイムが運用されていることと思います。この曲、童謡月の沙漠は、先ほど田中議員のご質問の中でも少し出てきましたけれども、我が町にとって非常に大事な曲であるということは誰もが認識していることだと思います。

ただ、短調の曲ということもあって、どこことなく物悲しいというか、少し暗い印象を受ける方もいらっしゃるということで、夕方はともかくとして、朝とか、あるいは昼はちょっと別の曲もいいんじゃないかと、あるいは同じ月の沙漠の曲を使うとしても、もう少しアレンジを変えて、朝の爽やかな感じで少しアレンジした曲を流すとか、月の沙漠を流すとか、お昼はもうちょっと明るくはつらつと活動的なイメージに少しでもアレンジを加えるとか、そんなこともできるんじゃないのと、ちょっと検討してほしいよねという声を実は結構多くの人からいただいております。私、これ、きちっとした正確な話で伺ったわけではないんですが、以前、ほか

の議員の方からも同様の提案があったというようなお話も伺っております。

また、予算面でいろいろ難しい面があるようであれば、ふるさと納税に、幻想の世界月の沙漠の旅づくり事業というような項目もあったかと思しますので、このあたりを財源にするというようなアイデアもあるのではないかとこのところで、ちょっとこのリニューアルですね、どのくらい昔からこれ続いているのかって私存じていないんですが、改めてこのリニューアルについて伺いたいと思います。

まず、1つ目として、現状とそれから住民の皆さんの声、あるいは近隣の事例、このあたりについて、町の方ではどのような把握をされているのかということでお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 防災無線の時報チャイムのご質問で、現状と住民の声、それから近隣事例の把握状況ということでお答えさせていただきます。

今の時報チャイムでございますが、防災行政無線施設、防災御宿につきましては、災害時における住民の皆さんの安全確保をはじめ、行政からのお知らせなど、老朽化した以前ございました有線放送施設に替わる広報手段として昭和 62 年 4 月 1 日から開局をされております。この防災行政無線の開局に合わせて、午前 7 時、正午、そして午後 5 時にメロディーチャイムが流れることとなったということで把握をしております。

また、チャイムの変更についてのお話でございますが、私の知る範囲において、正式な協議案件としては把握ができていないというような状況でございます。

また、通告書にございます住民からの意見、要望等でございますが、今議員ご指摘のとおり、議員の方には変えて、新しい、違ったメロディーもいいんじゃないかというようなお話がいつているようなんですけれども、役場の方については、そうしたご意見等というのは今の段階では来ていないというような状況です。ただ、どうしても子局の方から音声が流れてきますので、そこのすぐ真下の方ですとか、近い方については、音量等について、例えば朝の時間とかそうした時間については音量等がもう少し工夫できないかというようなご意見をいただいたことはございます。

また、具体的なメロディーの内容そのものについて、役場の方に今年度お寄せいただいたご意見としては、この音楽は落ち着くからいいというようなプラスの方のご意見でいただいている実績というか、事実はございます。

また、近隣自治体での状況の把握でございますが、それぞれ夷隅郡市内で申し上げますと、

各団体、結論から申し上げますとばらばらでございます。勝浦市につきましては、朝昼晩それぞれ時間は御宿と同じ7時、正午、午後5時ですが、朝昼夜それぞれ3種類メロディーを変えてのチャイムが流れているようです。

また、いすみ市につきましては、合併市になっておりますので、旧行政区ごとに状況が変わっておりまして、結論から申しますと、メロディーが流れている行政区は旧大原町のみでございます。大原町については、3か月置きにメロディーを変えて流しているということで伺っております。また、旧岬町、旧夷隅町では、朝昼が時報、夕方は鳴らしていないというような、それぞれ地域によって状況が変わっているようでございます。

また、大多喜町で申し上げますと、夕方の時間帯だけメロディーチャイムが流れていて、朝と昼については時報のみということですが、大多喜町では夕焼け小焼けが流れているようですが、やはりずっと音楽については変わっていないということで伺っております。

以上になります。

○11番（北村昭彦君） はい、ありがとうございます。

町に届いている声としては、落ち着くからいいということで、ポジティブなご意見も届いている、あるいは逆に私が先ほど申し上げたような、変えてみてもいいんじゃないかという声は町の方には届いていないというお話でございました。

承知しました。

私の方が、今回小さい話かもしれませんが、私自身も感じていたということもあり、12年御宿に住まわせていただいておりますけれども、トータルで10人以上の方からは同じようなご提案をいただいていたということもあっていつかはこのお話ししたいなと思っていたんですが、一つ、個人的な思いとしては、やはり音楽というのは、匂いなんかもそうですけれども、脳にダイレクトに届くというか、もっと言えば、心に直接響いて、今日ですとそのリラクゼーション効果とか、それから仕事の能率を上げる、集中できるとか、あるいは前向きな気持ちになるよとか、いろんな音楽の持つ効果をうまく生活の中に取り入れていこうという試み、取組が当たり前のように広がってきていると思うんです。

そんなところで、本当に心にダイレクトに届くという意味で、朝昼晩とある音楽を流すというのであれば、そう言った観点も取り込みながら、それから、先ほど田中議員のご質問にちょうどぴったりだなと思ったのは、今まで月の童謡以外にも御宿にゆかりのあるような楽曲というのでも制作されてきているという話もありました。ロケーションサービスのところでも、ちょっと似たような話をしましたけれども、新しい試み、取組がこの町でまた一つ始まっているん

だなどというものを実感していただく、明るい話題を提供するという意味でも、あるいは明るい気持ちにさせるという意味でも、この時報のチャイムというのをうまく使えるんじゃないかなというふうに思ったんですね。

ですので、毎日必ず 365 日三度三度我々が耳にする、ある意味当たり前のように生活の中に取り込まれている、この時報のメロディーというものをもっと積極的に町づくり、あるいはもっと言えば一人一人の町民の皆さんの毎日の心の状態にもっと積極的に働きかけていくというか、そんなところまでちょっと考えてみてもいいんじゃないかな、やっぱりこのままほっとくのはもったいない一つの素材なんじゃないかというふうに思った次第でございます。

いろんなアイデアがあると思います。私も、今、手元に千葉県内だけですけれども、曲名のリストだけ書いてあるものが手元にあって、実際の曲を私も聞いていないので全くこのタイトルだけで想像するだけなんですけれども、市原市は、季節に応じて夕方にハッピー市原癒しバージョン1とか、バージョン2とか、こんなタイトルが並んでいるんですね。だから、きっと、このハッピーとか癒しという面にやはり着目して、独自のアレンジを加えた形で曲を作って流しているというような事例なのかと、勝手なタイトルだけで想像してるだけなんですけど、そんな取組もあるようです。

あるいは、旭市は、七つの子の曲、これ結構夕方のパターンとしてはよく見受けられるパターンのようなんですが、旭市バージョンという形でわざわざリストに明記されているので、同じ七つの子という曲でも旭市独自のアレンジを加えた形で、よその町でよく使われてる音源とは違った音源を流しているのかなとタイトル見ただけでは見受けられます。

それから、カッコウの鳴き声、鳥の声を朝そのまま流すとか、そんな事例もあったりとかいろんな形での取組が県内でもあるのかなということで、改めましてこんなことも踏まえて、ちょっと一步踏み込んで町の皆さんの毎日の暮らしにプラスの効果をさらに期待できるようなアレンジを加えるというようなことも含めてですね、リニューアルの検討をいただけたらうれしいなと思うのですが、町長、いかがでしょうか、お考えをお聞かせいただけたらうれしいです。

よろしくお願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今の月の沙漠ですか、1日に3度メロディーが流れておりますけれども、申し上げるまでもなく、先ほどちょっと触れましたけれども、この曲は大正12年に詩人加藤まさる氏が御宿の海岸で作った詩であります。そういうご縁というか、ここで発祥したということについて、これはいいかどうか分かりませんが、どうも私自身も先入観があり

ましてね、私自身としては、率直に申し上げますと、非常になじむというか、心にぴったりと収まっています。しかしながら、今ご指摘のように、いろんな皆様方のご意見があるようですが、私自身も一、二名の方からそういうご意見を伺ってますけれども、なかなかこれを正直言いましてリニューアルするという考えは現時点では持っておりません。

今後、一つの大きな流れというか、やはり町民の皆さんがどう思われているのかというのは大きな、何かを進めていく上で大きな判断の元になりますので、またいろんなご意見をお伺いしながらいきたいと思いますけれども、現時点ではちょっとそのように感じております。

以上です。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

ほかの曲に変えるお考えはないということで承ったんですが、通告にもあるんですが、例えば、前段でも申し上げたような形で、同じ月の沙漠の曲でも曲調を少しアレンジして違うバージョンを作って朝と昼流してみるといようなお考えも含めて、リニューアルのお考えはないということでしょうか。あるいは、少しはその部分でご検討の余地があるとお考えでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 恐れ入りますが、そこまで考えが及んでいません。

○11番（北村昭彦君） 承知しました。

そういう意味では、町長のご答弁にもございましたとおり、改めて今回の私の質問が一つのきっかけになって、これのリニューアルについて少し町の皆さんの声が新しい形で町のほうに届くと、で、新しい検討が始まったらいいなというふうには思っておりますので、引き続きそういう声が今後上がるようであれば、改めまして検討していただければいいなというふうに思います。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 以上で、11番、北村昭彦さんの一般質問を終了します。

ここで、午後1時半まで休憩いたします。

(午後 0時08分)

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◎報告第1号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） 日程第5、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度健全化判断比率についてを議題といたします。

企画財政課長の報告を求めます。

金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度健全化判断比率についてご報告いたします。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を指すもので、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標でございます。

なお、議会への報告の前に監査委員の審査に付さなければならないこととなっておりますので、8月3日に実施されました決算審査におきまして審査をいただいたところでございます。

結果及び意見につきましては、決算審査意見書30ページのとおりでございます。

それでは、令和3年度決算に基づく健全化判断比率についてご説明いたします。

議案2ページ、令和3年度決算に基づく健全化判断比率の表をご覧ください。

まず、実質赤字比率は、一般会計の実質収支が赤字となる場合、その額の標準財政規模に対する割合を示すものでございます。御宿町の場合、令和3年度は黒字決算であることから、非該当となりました。

次に、連結実質赤字比率でございますが、一般会計に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計の収支、さらには公営企業における資金不足など、町のあらゆる会計に係る収支の全計から判断するものでございます。令和3年度は全会計において実質赤字及び資金不足が生じていないため、非該当となりました。

次に、実質公債費比率でございますが、地方債の元利償還金に加え、一部事務組合等への負担金や他会計繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すものでございます。令和3年度決算においては、平成30年度借入れの清掃センター施設整備債の元金償還が開始され、分子となる元利償還金の額が増加したものの、普通交付税の追加交付などにより、分母となる標準財政規模が増加したため、前年度の4.3%から0.1ポイント改善し、4.2%となりました。

最後に、将来負担比率でございますが、地方債現在高や一部事務組合等が起こした地方債の償還に対する将来の負担見込額、退職手当負担見込額等から、これらに充当可能な基金現在高、基準財政需要額、歳入見込額等を控除した額の標準財政規模に対する割合を示したものでござ

います。令和3年度決算においては、地方債現在高が減少したことや充当可能な基金残高が増加したことなどにより分子が減少し、また普通交付税の追加交付などにより分母となる標準財政規模が増加したため、前年度の32.2%から15.8ポイント改善し、16.4%となりました。

各指標には、早期健全化基準及び財政再生基準が設けられております。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内で、比率の改善も見られるところですが、これは急速なデジタル化の推進や新型コロナウイルス感染症の影響を加味した普通交付税の大幅な増額による標準財政規模の増加に伴うものであり、今後、感染症が収束し、国からのコロナ関連の財政支援が終了となると、町の財政は一層厳しい状況に陥ることが見込まれます。

こうしたことを踏まえ、このほかの財政指標等の分析や将来の歳入と財政需要を的確に把握し、今後も健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） 以上で報告第1号を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） 日程第6、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度資金不足比率についてを議題といたします。

建設水道課長の報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（埋田禎久君） 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度資金不足比率についてご報告いたします。

資金不足比率につきましては、公営企業の経営状況について透明性を確保するため、流動負債と流動資産のバランスにより算定するもので、一定の基準に基づき行財政上の措置を講ずることにより、経営の健全化を図ろうとするものです。

資金不足比率の算定の結果につきましては、お手元の議案2枚目をご覧ください。

流動負債には翌年度の企業債償還予定額や賞与引当金等が、流動資産には現金預金や有価証券等が計上されますが、令和3年度においては、流動資産が流動負債を上回ることから、資金不足額が生じていないため、算定対象とはならない結果となりました。

なお、これらの状況につきましては、水道事業決算審査において審査をいただいております。結果につきましては、水道事業会計決算審査意見書のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（土井茂夫君） 以上で報告第2号を終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第7、議案第1号 備品の取得についてを議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 議案第1号 備品の取得についてご説明申し上げます。

本案は、備品の取得につきまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

備品名につきましては、御宿小中学校タブレットPCでございます。

取得目的といたしましては、小中学校の教育用タブレットPCの導入でございます。

取得価格は、2,178万円で、うち、消費税額は198万円です。

契約の相手方ですが、東京都江東区東陽二丁目3番25号、株式会社内田洋行、取締役上席執行役員、営業統括グループ統括、小柳諭司で、仮契約は8月23日でございます。

備品の内容につきましては、2ページ目をご覧ください。

本体がタブレットPCでございます。こちらにつきましては、タブレットとキーボードを接続できるタイプで、総台数300台を購入いたします。ソフトに関しましては、パワーポイント、ワード、エクセル、チームスを導入いたします。

内訳としましては、御宿小学校に180台、御宿中学校に120台でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 1 号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第 1 号は可決することに決しました。

◎議案第 2 号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第 8、議案第 2 号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部改正に関する協議についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(殿岡 豊君) それでは、議案第 2 号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部改正に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、千葉縣市町村総合事務組合において共同処理する事務の一部について、新たに四市複合事務組合から共同処理したい旨の申出があったことから、千葉縣市町村総合事務組合の規約改正をするにあたり、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものです。

具体的な内容につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げますので、お手元の議案 3 枚目をご覧ください。

まず、別表第 1、第 2 条関係でございますが、組合を組織する団体について規定したもので、新たに四市複合事務組合を追加するものです。

次に、別表第 2、第 3 条第 1 項関係でございますが、共同処理する事務の内容及び共同処理する団体について規定したもので、第 3 条第 1 項第 11 号に掲げる事務。具体的には、公平委員会に関する事務について共同処理する団体に四市複合事務組合を加えるものです。

最後に、附則でございますが、改正後の規約の施行日を令和 5 年 4 月 1 日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(土井茂夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第9、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本改正は、出産育児等と仕事の両立支援の観点から、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われ、職員の育児休業に関わる取得要件の緩和措置が講じられたところです。これを受け、御宿町においても同様の措置を講ずるため、職員の育児休業等に関する条例について所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきますので、お手元の新旧対照表1ページをご覧ください。

表の右側が改正前、左側が改正後になります。

まず、第2条の関係でございますが、中段の第3号、（ア）ですが、これまで非常勤職員について育児休業を取得する場合、1年以上の在職期間を必要としておりましたが、在職期間の要件を廃止し、取得対象の拡大を図るものです。

その他の改正につきましては、列記部分の構成の整理及び字句の改正です。

次に、新旧対照表 2 ページ中段から 3 ページの第 2 条の 3 第 1 項第 3 号に関わる改正でございますが、非常勤職員において条件を満たすことにより、育児休業を 1 歳 6 か月まで取得できるものですが、これまで養育する子の 1 歳到達日から引き続き連続して取得する場合に限り認められておりましたが、男性の育児休暇取得促進の観点から、1 歳到達日からの連続した取得の要件を緩和し、保育所等への入所が困難な場合にあつては、夫婦交代での育児休業の取得を含め柔軟な対応が可能となる旨の改正です。

次に、3 ページ下段から 4 ページにかけての第 2 条の 4 の改正でございますが、非常勤職員において、さらに特別な事情がある場合に限り、2 歳まで育児休業を取得できる旨の規定ですが、前条同様、養育する子の 1 歳 6 か月到達日から引き続き連続して取得する場合に限り認められておりましたが、連続した取得の要件を緩和し、保育所等への入所が困難な場合にあつては、柔軟な対応が可能となる旨の改正です。

続いて、中段、第 2 条の 5 につきましては、改正後第 3 条の 2 として条番号の整理を行っております。

5 ページにかけての第 3 条の改正でございますが、育児休業の取得については、これまで原則連続した期間の 1 回とされておりましたが、連続した取得の要件緩和に伴い、現行制度における特別な事情があつた場合、育児休業計画書をあらかじめ提出した場合に限り、再取得できる旨の規定を削除するとともに、字句の整理を行っております。

5 ページ中段、第 10 条でございますが、ただいまご説明申し上げました第 3 条改正同様、育児休業計画書の廃止に伴い、育児短時間勤務計画書に字句を改めるものです。

6 ページにかけての第 19 条の改正でございますが、部分休業に関する規定であり、第 2 条の改正と同様、非常勤職員について部分休業を取得する場合、1 年以上の在職期間を必要としておりましたが、在職期間の要件を廃止し、多様な働き方に対応した環境整備を行うものです。

続いて、第 23 条及び第 24 条でございますが、職員が育児休業等を取得しやすい環境を整える観点から、職員または配偶者の妊娠・出産等についての申出があつた場合には、育児休業等についての制度周知や意向確認等を行うとともに、相談体制の整備や研修の実施等、勤務環境の整備について措置規定を新たに追加するものです。

最後に、附則でございますが、この条例の施行日について令和 4 年 10 月 1 日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第10、議案第4号 御宿町町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(埋田禎久君) 議案第4号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、町営住宅岩和田団地用地として御宿岩和田漁業協同組合から借用していました土地の返還要求があったことから、団地を廃止し取り壊すため、御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正するものです。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によって説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

別表(第2条の2第2項)につきましては、町営住宅の名称及び位置について規定したのですが、表から岩和田団地御宿町岩和田949番1を削除するものです。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和4年10月1日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第11、議案第5号 令和4年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（埋田禎久君） 議案第5号 令和4年度御宿町水道事業会計補正予算案（第1号）についてご説明いたします。

このたび提案いたします補正予算の内容は、電力単価の上昇に伴う動力費の増額と人事異動に伴う人件費の増額をするものです。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条は、令和4年度予算第3条に定めた収益的支出の予定額を改めるもので、営業費用を376万2,000円増額し、水道事業費用の総額を3億4,538万5,000円とするものです。

第3条は、人件費の補正に伴い、令和4年度予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、職員給与費を172万1,000円増額し、2,973万7,000円に改めるものです。

それでは、各項目の内容について事項別明細書により説明いたしますので、3ページをお開きください。

収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費の204万1,000円は、昨今のエネルギー事情に伴う電力単価の上昇による電気代の増額です。

3目総係費の172万1,000円の増額は、人事異動に伴う人件費の調整によるものです。

なお、本補正予算に係るキャッシュ・フローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。

今回は、収益的予算に係る補正であることから、1、業務活動によるキャッシュ・フローに影響があり、資金の期末残高は3億4,371万4,112円となる見込みです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第12、議案第6号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第6号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）についてご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億2,910万1,000円とするものでございます。

補正の内容は、人事異動に伴う職員手当等の調整、国民健康保険資格システム及び調整交付金システムに係るシステム改修費です。

予算書の事項別明細書によりご説明させていただきます。

6、7ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節職員給与費等繰入金に7万円を追加するものです。

8、9ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料から4節共済費を減額し、12節委託料を追加するものです。

内訳は、人事異動に伴い国民健康保険関係人件費を59万円減額、電算システム改修費を66万円追加し、合計で7万円の追加でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第13、議案第7号 令和4年度御宿町後期高齢者医療保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第7号 令和4年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）についてご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算は、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、補正後の予算総額を1億8,045万3,000円と定めるものでございます。

補正の理由は、前年度保険料の還付金の増額によるものでございます。

予算書の事項別明細によりご説明させていただきます。

6、7ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金の50万円の追加は、保険料の減免による前年度保険料の還付金が後期高齢者広域連合から支払われるものです。

歳出予算でございます。

8、9ページをご覧ください。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金の50万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者からの保険料減免申請による前年度保険料の還付金です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第14、議案第8号 令和4年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 議案第8号 令和4年度御宿町介護保険特別会計補正予算案(第1号)についてご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算は、歳入歳出それぞれ4,468万3,000円を追加し、補正後の予算総額を11億1,323万円と定めるものでございます。

主な内容は、職員人件費の追加及び令和3年度の介護給付費等の確定に伴う精算でございます。

予算書の事項別明細書により説明させていただきます。

歳入予算でございます。

6、7ページをご覧ください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険事業補助金の4万4,000円の追加は、介護報酬改定等に伴う電算システム改修費に対する国庫補助金です。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費等交付金の41万9,000円は、令和3年度介護給付費の確定に伴う追加交付です。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金の14万7,000円は、人事異動に伴う職員1名の人件費等の追加と介護報酬改定等に伴う電算システム改修費の町負担分の追加です。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金の 4,407 万 3,000 円は、前年度からの繰越金を追加し、令和 3 年度の介護給付費や地域支援事業費の確定に伴う国・県支払基金への返還、一般会計繰出金に対する財源とするものです。

以上、歳入予算に 4,468 万 3,000 円を追加しております。

歳出予算でございます。

8、9 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の 19 万 1,000 円は、人事異動に伴う職員 1 名分の人件費及び介護保険システム改修費の委託料です。

4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金の 20 万円は、被保険者の資格移動及び住民税課税更正による歳出還付金の追加です。

3 目償還金の 2,910 万 9,000 円は、令和 3 年度の介護給付費や地域支援事業費の確定に伴い、国・県支払基金への返還金です。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金の 1,518 万 3,000 円は、令和 3 年度の事務費、介護給付費や地域支援事業費の精算分を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、歳出予算に 4,468 万 3,000 円を追加しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 8 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第15、議案第9号 令和4年度御宿町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、議案第9号 令和4年度御宿町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ2億9,492万8,000円を追加し、補正後の予算総額を39億8,038万9,000円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして予算書の事項別明細書に沿ってご説明いたします。

初めに、歳入予算をご説明いたします。

6ページをご覧ください。

1款町税、1項町民税、1目個人の4,000万円は、現年課税分で当初予算において算定した所得見込額との差異が大きかったことから、課税状況に合わせて追加するものです。新規高額所得者の影響等による給与所得が1,050万円、持続化給付金等の需給による営業所得が1,100万円、複数の高額所得者の影響による分離課税所得が1,380万円と、大幅に増加したことが主な要因です。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の12万5,000円は、育成医療給付費負担金で、育成医療給付費の2分の1を国が負担することから、育成医療利用者の増加に伴い所要額を追加するものです。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節住民基本台帳費補助金の795万8,000円は、個人番号制度関係及びマイナポイント事務事業に係る国庫補助金で、個人番号カード交付事務費補助金として503万円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として272万8,000円、マイナポイント事業費補助金として20万円をそれぞれ追加するものです。

3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の8,219万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として実施する各事業に対し、交付金を充当するものです。

3目衛生費国庫補助金の264万5,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に要する経費について、国が全額補助す

ることから所要額を追加計上するものです。

4目土木費国庫補助金の15万9,000円は、住宅・建築物安全ストック形成事業で、ブロック塀撤去補助金の2分の1を国が負担することから、申請者の増加を見込み、所要額を追加するものです。

5目教育費国庫補助金の22万3,000円は、学校保健特別対策事業費補助金で、学校におけるコロナ感染症対策に係る経費の2分の1を国が補助するものです。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の6万2,000円は、育成医療給付費負担金で、育成医療給付費の4分の1を県が負担することから、国庫負担金同様、所要額を追加するものです。

2項県補助金、5目土木費県補助金の10万円は、住宅・建築物の耐震化サポート事業補助金で、ブロック塀撤去補助金の4分の1を県が負担することから、国庫補助金同様、所要額を追加するものです。

3項県委託金、4目教育費県委託金の10万円は、特色ある道徳教育推進校における研究事業で、令和3年度に引き続き、御宿中学校が推進校に指定されたことから交付されるものです。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金の2,000円は、基金積立金の利子で、教育施設建設基金及び公共施設維持管理基金の積立てに伴い、追加計上するものです。

8ページをご覧ください。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金の1,518万3,000円は、介護保険特別会計の令和3年度事業費の確定に伴う精算金を繰り入れるものです。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の1億3,788万2,000円は、純繰越金で、収支の不足に対応するため追加するものです。

21款諸収入、2項雑入、4目雑入の829万5,000円は、防災行政無線子局の落雷による修繕費に係る災害共済金253万円、光熱水費の増加に伴う旧御宿高校光熱水費収入189万7,000円、行政手続オンライン化対応に係るデジタル基盤改革支援補助金386万8,000円です。

以上、歳入予算に2億9,492万8,000円を追加しております。

次に、歳出予算をご説明いたします。

10ページをご覧ください。

1款議会費から9款教育費の1節報酬から4節共済費までと、8節旅費の各予算は、人事異動に伴う職員人件費の調整及び会計年度任用職員の確定に伴う通勤費用弁償の調整などによる追加及び減額でございますので、個別の説明は省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費は、複数の事業にまたがっているため、事業ごとにご説明いたします。

総務管理事務費の20万3,000円は、検査の有効性の観点から薬事承認済み抗原検査キットを購入するにあたり、不足分を追加するものです。

電算管理事務費の773万7,000円は、行政手続のオンライン化に対応するためのシステム改修委託費で、財源はデジタル基盤改革支援補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しています。

町民応援商品券発行事業の7,770万円は、コロナ禍における原油価格高騰、物価上昇の影響を受けている町民生活の支援と地域経済の活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、全町民1人当たり1万円の商品券を給付するものです。

3目財産管理費の309万4,000円は、需用費で、町有財産管理事業の189万7,000円は、旧御宿高校の光熱水費の不足分、庁舎管理事業の99万円は、漏水による空調機器の修繕料、公用車管理事業の20万7,000円は、マイクロバスのエアコンの修繕料です。

4目企画費の20万円は、コロナ禍における原油価格・物価高騰に直面する地域公共交通事業者への支援金として、バス事業者、タクシー事業者へそれぞれ10万円を給付するものです。

6目防災諸費の253万円は、落雷により破損した防災行政無線子局の修繕料で、財源は全額災害共済金です。

12ページをご覧ください。

10目公共施設維持管理基金積立金の5,000万1,000円は、老朽化が急速に進む公共施設の維持管理等に対応するため、公共施設維持管理基金に積み立てるもので、積立金5,000万円及び利子分1,000円を計上しています。

2項徴税费、1目税務総務費、22節償還金利子及び割引料の301万4,000円は、町税過誤納還付金で、令和3年度分の課税更正分が29件で127万2,000円、令和4年度配当割株式譲渡所得割の当初見込みとの差額分が174万2,000円です。

2目賦課徴收費、10節需用費の13万5,000円は、QRコード対応納付書の印刷製本費で、11節役務費の19万円は、今年度から開始したコンビニ納付が当初見込みを上回ることから、その手数料について追加計上するものです。

12節委託料の924万円は、令和5年1月から開始される車検に必要な納税情報を確認できる軽自動車納税確認システムの構築に係る電算ソフト開発委託159万円と、令和5年4月から固定資産税及び軽自動車税について開始される納付書に地方税統一規格のQRコードを印字さ

せ、地方税共通納税システムを利用した納付を行うための電算システム改修委託 764 万 5,000 円です。

3 項戸籍住民台帳費、1 目戸籍住民台帳費は、各節が複数の事業にまたがっているため、事業ごとにご説明いたします。

個人番号制度関係事務事業の 779 万 9,000 円は、マイナンバーカード取得促進を図るための経費のほか、令和 5 年 2 月から全国で開始されるマイナンバーカードによる転入転出ワンストップサービスのシステム構築に係る経費で、主な財源は国庫補助金です。

コンビニ交付システム導入・運用事業の 2,024 万円は、マイナンバーカードを利用して住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本及び附票をコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末で取得できるサービスのシステム構築に係る経費です。

マイナポイント事務事業の 20 万円は、マイナンバーカードの普及と並行して実施するマイナポイントの申請支援に係る職員の時間外勤務手当です。

14 ページをご覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、27 節繰出金の 7 万円は、国民健康保険特別会計繰出金で、国保会計に係る人件費調整分及び事務費分を追加で繰り出しするものです。

2 目老人福祉費の 14 万 7,000 円は、介護保険特別会計繰出金で、介護会計に係る人件費調整分及び事務費分を追加で繰り出しするものです。

3 目心身障害者福祉費、19 節扶助費の 25 万円は、障害者自立支援給付事業に係る育成医療給付で、利用者の増により不足が生じることから、所要額を追加するものです。

22 節償還金利子及び割引料の 714 万 3,000 円は、障害児入所給付費等負担金、障害者医療費負担金及び障害者自立支援給付費負担金に係る令和 3 年度国庫負担金の精算に伴う返還金です。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費の 325 万 2,000 円は、償還金利子及び割引料で、子育て世帯生活支援特別給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業及び子育てのための施設等利用給付交付金の令和 3 年度国・県負担金の精算に伴う返還金です。

2 目児童措置費の 20 万 1,000 円は、償還金利子割引料で、令和 3 年度児童手当の国・県負担金の精算に伴う返還金です。

4 目児童福祉施設費、12 節委託料の 38 万 5,000 円は、旧御宿保育所敷地内の樹木伐採に係る委託料です。

16 ページをご覧ください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業 4 回目に係る経費で、10 節需用費の 24 万 2,000 円は、接種用シリンジやプリンタートナー等の消耗品費、11 節役務費の 23 万円は、接種券等の発送に要する郵便料、17 節備品購入費の 206 万 8,000 円は、接種会場の環境改善を図るため、空気循環器を購入するものです。

4 目子ども医療対策費の 4 万円は、償還金利子及び割引料で、令和 3 年度未熟児養育医療国庫負担金の精算に伴う返還金です。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、17 節備品購入の 3 万 6,000 円は、新規の有害鳥獣捕獲従事者に貸出しする電気止め刺しセットを購入するものです。

18 節負担金補助及び交付金の 600 万円は、農業生産費高騰対策支援補助金で、コロナ禍において原油や資材の価格が高騰している中、農業生産者の営農継続を支援するため、令和 3 年度の税申告に基づき対象経費の 10%、10 万円を上限に補助するものです。

18 ページをご覧ください。

6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費、14 節工事請負費の 11 万円は、岩和田海岸通りに設置してあるガス灯 10 本について切断し、撤去する経費です。

4 目月の沙漠記念館管理運営費、10 節需用費の 143 万円は、台風 8 号の影響により月の沙漠記念館の屋根、軒下が破損したため、修繕するものです。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、12 節委託料の 70 万円は、草刈り清掃業務委託で、大雨による崩落箇所への対応などにより不足が生じることから所要額を追加するものです。

2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費の 30 万円は、0109 号線の水銀灯修繕及び劣化し見えにくくなっているカーブミラーの交換を行うため、所要額を追加するものです。

3 項住宅費、1 目住宅総務費、10 節需用費の 50 万円は、町営住宅の修繕料で、12 節委託料の 104 万 5,000 円及び 14 節工事請負費の 3,950 万円は、岩和田団地解体工事に係る工事管理委託及び団地 4 棟分の解体工事費です。

20 ページをご覧ください。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、18 節負担金補助及び交付金の 40 万円は、ブロック塀撤去費用補助金で、申請者の増加が見込まれることから、5 件分を追加するものです。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、7 節報償費の 7 万円は、教育施設検討委員会を毎月開催することとなったことから、不足分を追加するものです。

24 節積立金の 5,000 万 1,000 円は、学校施設の建設等に向け、教育施設建設基金に積み立てるもので、積立金 5,000 万円及び利子分 1,000 円を計上しています。

2 項小学校費、1 目学校管理費、10 節需用費の 33 万円は、御宿小学校の消防設備等点検にて熱感知器の故障が見つかったため、修繕するものです。

17 節備品購入費の 4 万 6,000 円は、保健室の製氷機が故障したため、買い替えるものです。

3 項中学校費、1 目学校管理費は、学校におけるコロナ対策経費の 2 分の 1 が学校保健特別対策事業費補助金の対象となったことに伴う財源更正です。

2 目教育振興費、10 節需用費の 10 万 1,000 円は、令和 3 年度に引き続き、県から特色ある道徳教育推進校に指定されたため、その研究事業に係る消耗品費です。

18 節負担金補助及び交付金の 14 万 2,000 円は、全国中学校ビーチバレーボール選手権大会の出場に伴い、生徒活動費補助金を追加するものです。

22 ページをご覧ください。

4 項社会教育費、2 目公民館費、10 節需用費の 16 万 1,000 円は、公民館の消防設備等点検において指摘を受けた 1 階避難誘導灯の修繕料です。

以上、歳出予算に 2 億 9,492 万 8,000 円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1 番、岡本さん。

○1 番（岡本光代君） 13 ページの町税過年度過誤納還付金 301 万 4,000 円について質問します。

町税の種類と種類別の影響人数及び金額を報告をお願いします。

○議長（土井茂夫君） 内容分かりましたか。

もうちょっと大きい声で。

○1 番（岡本光代君） 町税の種類と種類別の影響人数及び金額をお願いします。

○議長（土井茂夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（佐藤昭夫君） こちらの補正の影響額ということでよろしいですか。

○1 番（岡本光代君） そうです。

○税務住民課長（佐藤昭夫君） こちらの補正額の内訳といたしまして、補正のほう 301 万 4,000 円計上させていただいております。

このうち、令和2年の所得の更正を3年度に行っておりまして、この分が127万2,000円。

もう一点が、配当割株割控除後の残額ということで、こちらのほう、充当できなかったものを還付することになっているんですけれども、当初から比べて170万円ほど金額が増えておりまして、合計額で301万4,000円、補正をお願いしてございます。

人数のほうは、更正が全部で26件分となっております。それから、税目は、住民税になります。配当割は、全部で20名程度おりまして、そのうち高額の方が1名おりまして、その分の影響で不足が生じております。

○議長（土井茂夫君） 1番、岡本さん。

○1番（岡本光代君） 還付の方法はどのようにしますか。通常の郵送の方法ではなく、責任者が直接お会いして、二度と起こさないようわびるのが筋じゃないのかなと思うんですけれども、その辺とかどうでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（佐藤昭夫君） 還付につきましては、現行の予算がございまして、そちらのほうで7月27日を中心に口座に振込をする形で還付は終えております。

あと、実際に8月10日等にも処理をしております、現時点では1件3,600円の還付がまだ残っております。該当する方には、各案内文を送付させていただいて、振込を行わせていただきました。

○議長（土井茂夫君） 1番、岡本さん。

○1番（岡本光代君） まだ予算取っていないから還付はまだじゃないんでしょうか。

○税務住民課長（佐藤昭夫君） 当初予算で200万円ほど計上がございまして、こちらのほう通常の還付処理に使うことになっているんですけれども、早急に対応するというので、現行予算を先に支出させていただきまして、今回、補正をお願いしているところでございます。

○議長（土井茂夫君） 岡本さん、納得しましたか。

1番、岡本さん。

○1番（岡本光代君） 郵送ではなくて、直接おわびに行くとかっていう方法はないんですか。そのまま郵送で手紙出して終わって、過誤納でしたって口座に振込しますよというご連絡で終わっちゃうんですか。

○税務住民課長（佐藤昭夫君） 議員協議会するときにもちょっとお話をさせていただいたんですけども、直接影響額の大きかった方ですとか、給付金等に影響のある方については、直接ご自宅のほうにお伺いしてお話をさせていただいた例もございます。今回、件数も多かったの

で、各通知でおわび文を添えて還付をさせていただいたところです。

○議長（土井茂夫君） よろしいですか。

では、次の質問、どうぞ。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 何点かあるんですけども、今の関連して質問したいと思うんです。8月末の協議会でこのぺら4枚いただいて見まして、正直、今の議員の質問のように、文章で示されているんですけども、僕も何かこれ再度見直したんですね。見直して、細かなところよりも問題なのは、過誤納の問題が今年の12月からあって、3月に処理できるっていう、町長もそのとおりに言ってました。それが6月に延びました。6月過ぎて多少残っている。金額とか件数が少ないとか多いとかの問題じゃなくて、問題なのは、さらに問題が発生しているということですよね、これ、何か見ると、そのほかに。そのことについての説明が担当課からも町長からも一切なくて、このぺらだけじゃ分かりにくかったから、8月末には質問しなかったんですけど、今回補正予算でこれずっと見直したんですけど、令和4年3月以降に発覚した何か問題が、これあるんじゃないですかね。それ、分かりやすく皆さんに説明しないと、何が何だかこれよく分からないことになってて、じゃ、いつこれ終了するんだということにも答えられないですよ、きっと。その過誤納のほかにも、令和3年8月から未処理であることが判明したというものと、再発防止しますというのが幾つかあって、返還を求めおわびに伺いましたっていうのと、令和4年4月報告書での修正が漏れていましたっていうのと、またさらに、再発防止に取り組みますっていうものと、扶養控除専従者データのところにエラーが発生したにもかかわらず、確認を怠り、課税計算してしまったことから修正を行いましたっていうのと、何だか次から次に出ているような気がしているんですけど、これは町長にも何度も質問しているんですけど、二度とそういうことを起こさないことが私の責任だとかと言って、6月議会では責任を取るつもりはないと言って、全然これ処理されてないじゃないですか。その辺の説明をちょっと詳しくですね、休憩挟んでもいいから整理して、皆さんに分かりやすいように何が起きているのか、ちょっと説明してもらいたい。

電算の問題もあるんですけど、電算の問題どころじゃなくて、こっちの何か問題が発生しているやつを一つずつ、これ文章で分かりにくいんで、今、僕、文言拾っただけでも何か全然聞かされていないから、前の課長が降格した処分とは別に、まだミスが起きているのか、起こっていないかって、それだけちょっと休憩前に答えてください。

○税務住民課長（佐藤昭夫君） こちらは、8月29日の議員協議会に整理させていただいた

ものが、過去の還付の未処理分と、あと実際事務上のミス等のあったものを全て整理したものになっております。

これを再度説明を。

○12番（滝口一浩君） 令和4年3月以降に、さらに何か増えているのか、増えていないのか、問題が。

○議長（土井茂夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（佐藤昭夫君） こちらにあります、前回の議員協議会の資料の中で、4月になってからのミスについては、県税取扱費の精算と扶養控除専従者データ移行後のエラー確認の失念と、その2つになっております。4年4月以降発生した事務上の取扱いのミスというか、そちらのほうはその2件が追加になっております。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 軽く課長答えてますけど、町長に、これ問題じゃないですか、どうするんですか、これ。その4月に起こったことが8月のこの文書でしか知らされていないですよ、我々。多分、僕の記憶が正しければ。全く何か事務的に、これ、何か正常じゃないような気がするんですけど、僕だけかもしれないけど、町長はどう思っているんですか、この件に関して。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、税務課長が申しあげましたけれども、4月になってから新しいミスというか、そういうものが起こっているということがございます。そういう中で、この前の議員協議会においては、今後もしっかりとした指導體制、チェック体制をするという考えを示したわけがございまして、これは税務課に所属する職員の一人一人がしっかりと今後仕事をしてもらわなくちゃ困るといことで、これからやっていくんですけど、もう簡単に言えば、極力ミスは出さないといことで努力してもらわなくちゃ困ると私は考えております。そのためのチェック体制等マニュアルを作って、今後きちんとやりますよといことを申し上げたといことでございます。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 町長ね、昨年の12月からそれ起こっていることで、職員を降格させてまで、新しい課長にしてまで体制を整え、それはもう3月時点の言葉で、今そういうことを我々、議員にどうのこうのじゃないんですよ、僕が言っているのは。最大の問題は、住民に対して全くおわびとかそういう説明がされていないじゃないですか。世間一般では、隠蔽って言うんですよ、これ。僕らに謝ってもらったってしょうがないんですよ。住民の皆さんに、公

明正大にミスはミスとして認めて謝るべきなんじゃないですかね。一件一件これ謝ったところで、時間の無駄ですよ。もう本来、新聞社にこれ公表して、ミスを御宿町が認めて謝罪する問題じゃないですか。僕はそう思うんですよ。

町長は、でもそれできないんです、もう私には責任がないって6月議会で言ってましたから、だからもう再発防止なんか、年中再発防止になっちゃっている、マンネリ化しちゃってるから。議会のチェック体制も甘いかもしれないけど、これ執行部もしっかりしてもらわないと、こんな事務執ってたら信用失いますよ、御宿町。一番肝腎なところじゃないですか。税金の過誤納なんてあっちゃいけないことで、ましてや、これ二重取りしようとした、僕の知る限り。情報は早めにキャッチはしてましたけど、ミス連発してますよ、これ。

だから、何か悪いのか、ちゃんとしないと、もう4月から半年たってるわけで、このままでいくのはよくないと思いますよ、何か。何かしらの、やっぱり町長としてのアクションを示してもらわないと、到底納得いくような問題じゃないですよ、これ。件数がどうのこうのとか、金額がどうのこうのという問題じゃないですよ。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ひとつひとつのミスについては、今回の場合は非常に時期を逸するとか、遅れたとか、そういうことが多かったんですけど、そういうことでひとつひとつについてはおわびの文書をつけて出しているということの中で、現在の人材、職員の体制、とにかくもうできるだけ早くミスのないように改善しなくちゃいけないんですけど、そういう中では、私も4月以降、税務住民課に行って訓示をしたり、いろいろな協議をしたりしておりまして、現体制の中で私自身としては努めさせていただいていると考えております。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 一つ、今、ちょうど何ページだかで目についたところで、令和2年度分の県民税取扱費、これ令和2年のって、僕も自分の会社の経理、自分がやっているんで、ちょっとは明るいほうなんですけど、今、4年度ですよ。この辺に関しても、ちょっと何かおかしくないですか。まだ、普通3年度にもうこれ決まりつけなきゃいけないようなことなんでしょうけど、令和4年度の報告での修正が漏れてしまったということ自体も、細かなところだけど、課長も4月に来て、それは新人じゃないんだから、それは許されないことで、やはり課長もしっかりその辺は課の人たちをまとめ上げてやらないと、これいつまでたっても、毎年何か同じことで、毎年何か違うものが発覚してみたいな、この電算の今度一番ゲッツだからやるという説明も前にありましたけど、ちょっとそれも説明が違うんじゃないかなと。本当に必

要ならやればいいし、ほかの自治体がやったからやらなきゃいけないということでもないし、本当に御宿町の税の体質は大丈夫なのかという心配のほうが先に出るわけで、だから今後、毎回毎回同じような町長答弁しますけど、問題が次から次に発覚しているんで、済まないですよ、それじゃ。けじめつけてもらわないと。これは納得できないですよ、到底、チェック機関として。おかしいじゃないですか。

まずは、住民の皆さんに、ホームページなり、御宿広報通じておわびするのが当たり前のことなんじゃないですか。あと、誰しも人間、失敗とかミスはありますよ。それを少しずつ正していけないといけないけど、手遅れになる前に、もう一度、これ何かしらの方法、生ぬるくないですか。ちょっと、早急に何とかしたほうがいいですよ。これだって、議会だって大恥かいたちゃいますよ、こんなこと、何やっつてんだみたいな話になって。多分、皆さん、僕もうまく説明できないですもん。いっぱいあり過ぎて。その辺をしっかりと、最後、町長、もう一回何とかしてください。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 住民の皆様や関係者の皆様には、先ほど申し上げましたように、その都度おわびの文章とか、あるいはホームページでも何回か出しておりますけれども、このたびの関係は、時機を逸したというか、時期がずれてしまったということもありますので、ホームページには出させていただきます。

2年度、4年度云々については、先ほど、税更正の税の関係で、ですから、もし税務課長分かったら、先ほども説明いただいたけど、もう一回説明してやってください。今の。

○12番（滝口一浩君） 説明してください。

○議長（土井茂夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（佐藤昭夫君） 県税の取扱費なんですけれども、昨年3月に実際その額について議会で減額の議決をいただいたんですけれども、事務処理の税額を計算する中に県税分と町税分が合体している部分がありまして、その報告の中で、町税分を含めて報告してしまったというところの部分なんですけど、それを修正するための事務が抜けてしまいまして、その後、引き続き3年度分についても同様なミスが続けてしまいまして、実際、自分もチェックが充分でなかったというところを非常に反省しております。

○議長（土井茂夫君） ここでいろいろ議論するのは当然の話なんですけれども、ここで一旦10分間休憩を入れたいと思います。よろしくお願いします。

（午後 2時47分）

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、伊藤博明さんが退席されました。

ただいまの出席議員は10名です。

（午後 3時45分）

○議長（土井茂夫君） 佐藤税務住民課長から発言を求められているので許可します。

○税務住民課長（佐藤昭夫君） 貴重な時間いただきまして、大変申し訳ございませんでした。

先ほどのご質問の中で、どういうタイプの事務誤りがあるのかということで、概要について整理をいたしましたので、若干説明をさせていただければと思います。

議員協議会にご説明させていただいた資料が、かなり複雑になってしまっておりまして、非常に分かりづらかったということで、幾つかの事務の誤りがございまして、まず1つが、令和3年度における事務が遅延してしまったもの、これが資料の中の（1）の令和3年度年金特徴還付の未処理の対応という部分と、（2）の令和2年度確定申告期限後の所得更正修正申告の未処理のものとなっております。この両方とも住民税に関するものでございます。

年金特徴については、例年ですと11月ぐらいに行うんですけれども、この事務が遅延してしまいまして、4年度において処理をさせていただきました。全体の還付対象が145名ございまして、最終的には、現在のところ4名分、金額にすると1万6,100円がまだ未執行の状態になっております。該当者につきましては、謝罪の通知文を送付させていただいております。

こちらの主な振込は、6月30日を中心に振込をさせていただきました。

続きまして、2年度分の確定申告の期限後の所得更正なんですけれども、こちらのほうも3年度中の事務が遅延してしまいまして、4年度になって事務を行ったものでございます。

こちら、先ほど26件ということで処理の件数をお伝えしたんですけれども、3年度分の未処理分もございまして、合計で29件でございました。こちらでも謝罪の通知文を送付させていただいております。こちらは7月27日を中心に還付を行いまして、現在、還付未済のものが1件3,600円となっております。

続きまして、県税の取扱いの関係なんですけれども、こちらのほうは、令和3年度に引き続きまして、令和4年度においても事務の誤りのあったものでございます。県税取扱費の精算になっておりまして、県と連絡を取りまして修正は終えております。引き続き、同じような事務を起こさないように、内容について確認をしまいたいと思います。

もう一つが、先ほどご指摘のありました、4年においても事務ミスが発生していなかったのかということで、令和4年度において、住民税について賦課のタイミングでエラーの確認が充分ではなくて、課税の誤りがあったものがございます。こちらは、全体で25件ございまして、増額になるものが11件、増加額が38万1,300円、減額が14件、減少額48万4,700円ということで、調定額への影響はトータルで10万3,400円となっております。こちら、対象者には謝罪の通知文を送付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（土井茂夫君） 以上、説明がございました。

何かほかに質疑ございますか。

石田町長。

○町長（石田義廣君） それでは、私のほうから、少し重複はいたしますが、申し上げますと、昨年度までの内容につきましては、既にホームページで掲載済みでございますので、今、税務住民課長が申し上げました、大きく分けて4項目について、言わば令和3年度の事務が遅延したもののについて、内容的には2件ございましたが、そして次に、令和3年度に引き続き令和4年度において事務の誤りがあった県民税の取扱いについてがございました。もう一点が、令和4年度の課税において事務の誤りがあったということでございまして、この点についてしっかりとホームページに掲載して謝罪し、また再発を防止するとおわびの文章を出させていただくと、できるだけ早く近々掲載させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土井茂夫君） 今、町長からもそういう説明がございました。

ほかに質疑ございませんか。

8番、高橋さん。

○8番（高橋金幹君） 今回、2億9,492万8,000円という大型の補正予算が組まれ、その財源として1億9,306万5,000円の一般財源が充てられていますけれども、今後の留保財源としてどのくらい残っているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、今後の補正等に対応する留保財源についてご説明させていただきます。

今回、繰越金を1億3,700万円程度の金額を繰入れさせていただいておりまして、当初予算のほうにも繰越金として1億円計上させていただいておりますので、おおよそでございますが、

あと1億ちょっとの繰越金が残っている状況でございますので、これにつきましては、今後の補正の財源として繰り入れていくことになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（土井茂夫君） ほかにございますか。

8番、高橋さん。

○8番（高橋金幹君） あと、地方交付税、この辺はいかがなんでしょうか。普通交付税と特別交付税あるんですけども。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 予算のほうに13億7,680万円、計上しております、一応現在計算上見ておりますのが約14億円でございますので、残りあと3,000万円ぐらいとなります。

○8番（高橋金幹君） 3,000万円、分かりました。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございますか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） ちょっとタイミングを逸してしまっただんですが、先ほどの課税誤りについての町長のご答弁、新しく発覚したものを含めてホームページのほうで謝罪をされてというお答えについては承りました。

私、ちょっと確認させていただきたいのが、昨年度来、こういったご報告が続いて、そして課長の降格というようなご対応もされた上で、また4月を過ぎてもミスがまだ続いてしまっているという現状において、ある意味、ちょっとミスが常態化してしまっているというように捉えるべきなのではないかなと、個人的には思っております。

その状態を町長としてどのように捉えて、どのように打開していくのかと、具体的に現場にはどのような指示をされているのか、スケジュールというか、このぐらいの時期までにはこうしたいというようなことも含めて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 議員協議会でも申し上げましたが、スケジュールといいますか、税務事務を処理する行程をやはり間違えると、遅延等すると、非常にいろんな意味で影響が出てくるから、その辺をしっかりと今後チェック体制、あるいはマニュアルを作って、課内、チーム的にお互いに点検しながらやってくださいよという方針でいきたいと思えます。

そういう中で、先般も訓示をいたしました、血税を預かっているんだ。血税とは何かとい

うと、やはり血の出るような努力で稼いだお金の一部をお預かりしているんだという認識を持ってもらいたいということを申し上げました。そういう中で、よりしっかりとした事務を執っていただきたいなと思っております。

私の任命責任については、任命権が私にあります。任命を受けていただいた職員の皆さんについては、しっかりと仕事をしていただくと、しっかりと仕事をしていただく中で責任を果たしていきたいと、任命責任を果たしていきたいと考えております。そういうことで、ミスに関する事務が続いてますが、とにかく一人一人職員が十分な気を払ってミスのないように努めれば、必ずそのようになると思しますので、今後もしっかりとそのような対応をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） そうですね。マニュアルを作ったというご答弁ございました。議員協議会等々でもそういったご説明いただいておりましたので、そこにまずは期待をしたいなというふうに私も思っております。

ここで申し上げたいのは、マニュアルを作った終わりではなくて、そこから多分スタートになるのではないかなというふうに思っています。まずは現場の職員の方々、知恵を合わせてマニュアル、この手順でいけばミスをなくせるんじゃないかという形で作って運用を始める。でも、恐らくこれ、そう簡単ではないと思うので、また出る、さらに、そのマニュアルを増強していくというような繰り返しをしていくというやり方になるのではないかなというふうに思っております。

ここで、町長にお願いしたいのは、その改善されていくプロセスもぜひ注視していただいて、場合によっては、これは根が深い場合には、外部の専門家というか、そういった、この御宿町役場の中で培われてきたやり方とはまたちょっと違った視点、外からの視点を入れると効果が上がるといようなケースも、これ考えられると思しますので、そんなことも含めて指示を現場にしていっていただけたらなというふうに思います。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 19ページの岩和田団地の解体工事について、多少確認したいところがありますのでお聞きます。

8月29日の議員協議会において、団地の解体について説明を受けました。組合のほうから土地の返還を求められているということで、解体にすぐにも取り組みますということで、今回のこの補正に上がってきたものと思います。

この解体について、飛砂対策で解体が難航していたんだということで、今までは理解していましたが、今回、ここの補正に上がってきたということは、もう早急に解体が始まるんだろうなと思います。この解体にあたって、底地はどこまでになるのか、飛砂対策というのは、こういうものを立てて飛砂対策というのか、底地に対しての砂が飛ばないようにする対策なのか、その点について確認したいなと思うんですけど、例えば碎石を敷くまでなのかとか、アスファルトにするのかとか、そういったことがこの設計の中に組み込まれているのか、そこについてどこまでを設定されているのかを伺いたいということでご質問いたします。

○議長（土井茂夫君） 建設水道課長。

○建設水道課長（埋田禎久君） お答えいたします。

飛砂対策と底地の件ですが、これらのことにつきましては、町長が組合長と話をし、飛砂対策は組合が行うこと、また底地について町が行うのは解体後の地ならし程度であることについて理解をいただいているところでございます。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 地ならし程度ですね。

旧岩和田保育所がありますよね。岩和田保育所解体した後と同様の形で返還をするということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 建設水道課長。

○建設水道課長（埋田禎久君） はい、そのとおりです。

○2番（田中とよ子君） はい、分かりました。

もう一点、お願いします。21ページなんですけど、21ページの都市計画職員の人件費についてなんですけど、384万6,000円が補正で上がってきているんですけど、当初予算を見ると335万9,000円なんです。当初予算を超える金額が計上されているということは、1人補充をしたと、そういった内容になるんですかね。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 都市計画費の人件費でございますが、具体的にこの科目に予算を計上してある支弁人数については1名でございます。

当初予算として議会のほうにご提案した内容は、新採用職員の人件費を当て込んでおりまし

た。具体的に新年度の人事が確定をしまして、実際にそれぞれ各業務分担を行う職員の給与とひもつけをするわけですが、実際、現在支弁している職員が5級職員、いわゆる主査相当職の職員になります。

田中議員ご指摘のとおり、当初予算に対して、おおむね2倍を超える額が予算に計上という結果になってしまっておりますが、新採用職員ですので一旦は大卒初任給をベースに予算を積算しているところでございます。大卒初任給で申し上げますと、給料額が18万2,200円が基本的な基準の額になっておりまして、それに対して5級、主査相当職の給料で申し上げますと、人それぞれ若干の違いはあるんですが、おおむね5級職員ですと33万円から37万円程度の間で推移をしているというふうに認識をしております。そうしたことから、当初予算に計上してある職員の給与額に対しておおむね2倍に当たる額になってしまう。また、手当については、主査相当職ですので役職加算をベースに期末勤勉手当が計算されますので、結果としては2倍を若干上回る額になってしまっている。そうしたことから、非常に都市計画費については突出して当初予算比に対して大きい補正がここは出てしまっているというところでございます。

以上になります。

○2番（田中とよ子君） 分かりました。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございますか。

1番、岡本さん。

○1番（岡本光代君） 15ページの御宿保育所維持管理事業の中の38万5,000円ですかね。樹木伐採委託の件なんですけど、保育所は統合されて、かれこれ10年経過しようとしてますけれども、この土地・建物、今後の取扱いはどうするんでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 旧御宿保育所ですが、おっしゃるとおり現在使われていない施設になっております。ただ、その先何にするというのは、まだ取り壊すことも決めておりませんし、何かにするということも決めておりません。

今回お願いいたします補正予算につきましては、従来植えてありましたケヤキですか。ほかの木も植わっているんですけど、育って隣の家にかかってくるような部分と、道路に出っ張ってくる部分もありますので、植えてある樹木5本、こちらを伐採させていただく予算でございます。

○議長（土井茂夫君） ほかにございますか。

1番、岡本さん。

○1番（岡本光代君） 今後、やっぱり建物をそのまま置いておくっていうのはよくないと思うので、今後ちょっと対策していただいて、今後につなげていただけたらと思います。

あともう一点、21 ページの都市計画関係事務事業の中のブロック塀の撤去費補助金についての質問をさせていただきます。

今後、危険なブロック塀の箇所は通学路または避難所別に何か所あるのか、教えていただきたいんですけど。

○議長（土井茂夫君） 建設水道課長。

○建設水道課長（埋田禎久君） 今回の補正につきましては、危険ブロックに対する管理に関して、少しでも意識づけができ、撤去のきっかけとなればと考え実施しているもので、補助金の活用をしていただくため、土木委員会での説明や広報、ホームページ等により周知の徹底を図り、自主的に申請していただいているものです。

このようなこともありまして、老朽化したブロック塀の箇所数につきましては、把握していない状況でございます。

○議長（土井茂夫君） 1番、岡本さん。

○1番（岡本光代君） やっぱり見回りに行っておいて、危ないなと思ったところは早急に直していただく感じでしていただきたいと思います。

あと、この国の補助事業は、いつまで補助金もらえるんですか。

○議長（土井茂夫君） 建設水道課長。

○建設水道課長（埋田禎久君） まだ、はっきりしたことは分からないんですが、すぐなくなるということはないと思っておりますので、数年はいけると思います。

○1番（岡本光代君） 分かりました。

○議長（土井茂夫君） ほかにございますか。

7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 先ほど、19 ページの岩和田団地の解体についてということで、もう一度お聞きしたいんですけど、4棟ありますね。それを一括解体で入札するのか、別々であるのか、それによって地元業者が参入できるか、できないか。また、あそこには海岸道路から中に入る真ん中の通路がありますね。あれが町道認定されているのか、あるいは敷地内の団地の私道路になっているのか。万が一、町道になっているんだったら、これは組合長から個人的に聞いたんですけど、道路認定を外してもらいたいんだよと。私も知らなかったんです。あそこは団地内の私道路だと思ってたんですけど、その辺は認定してあるんですか。もし、してある

としたら、廃道するのか、それとも道路としてそのまま町が管理していくのか。それについて、ちょっと聞かせてください。

○議長（土井茂夫君） 建設水道課長。

○建設水道課長（埋田禎久君） まず、工事の分割についてでございますが、分割した場合は工事費が割高になること、また、工事車両の出入りがかち合うなどにより、工期が遅くなるのが想定されます。これらのことから、一括で発注したいと考えているところでございます。

次の通路につきましては、おっしゃるとおり町道になっております。これにつきましては、解体が終了する今年度末までに、町道の廃止について提案させていただく予定になっております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 今、解体にあたっての都合とか不便とかという部分の中で、一括だと、要するに部分発注はしないということらしいんですけど、そうなると、やはりこれだけの規模を1者ということになると、町内の業者は参加できるのか、できないのか、その金額に応じて参加できるか、できないかをちょっと教えてください。地元業者は参加できるのか、できないのか。

○議長（土井茂夫君） 建設水道課長。

○建設水道課長（埋田禎久君） 町内業者ということでございますが、入札につきましては、基準にのっとって行っていきたく思っております。

設計金額により業者の等級が決まっておりますので、それに適合すれば町内業者も対象にはなってくると思うんですが、どの業者を選定するかということにつきましては、入札の選定委員会とかございますので、ここでちょっと申し上げることはできないんですが、そういうことでございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 19ページの何人か前段の議員が質問しているんですけども、岩和田住宅ですね。このスケジュールはどのようになっている、おおよそでいいんで、いつ更地になるのか、完成するのか。入札の日とかまだ分からないでしょうけれども、入札の大体の日程日から取壊しの始めの時期から終わりにかけて、いつこれ完成するのか。ちょっとそのスケジュールを、おおよそでいいんで、よろしくをお願いします。

○議長（土井茂夫君） 建設水道課長。

○建設水道課長（埋田禎久君） 今回、この補正予算を可決いただきましたら、早急に入札を行いたいんですが、いろいろ手続がございまして、10月の初めぐらいには入札を行いたいと思っております。

それから、工期は設計者から5か月と聞いているんですが、これは年末年始も入りますので、6か月見て年度末までに完了させたいと考えているところでございます。

○12番（滝口一浩君） ありがとうございます。

○議長（土井茂夫君） ほかにございますか。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 同じページで、観光施設整備事業の工事請負費、観光施設改修工事、ガス灯11万円で10本撤去できるということは、ローコストというか、長年の施策のシンボルというか、当時、人のやったことに対して、チャレンジしたことに対しては、成功もあれば失敗もあるということで、その辺に関してはあまり言いたくないんですけども、ただ、一つ言いたいのは、これ十年もほとんど使っていないもの、役所のそういう形態かもしれませんが、何十年もほったらかしにして、僕が何年か前に撤去したほうがいいんじゃないですかということで、撤去費用のことは分からなかったんですけど、11万円で済むのかという感じなんですけれども、そのプロセスと、要するに、これガス管があそこに入っているわけで、そのガスの大元のものは、じゃ、いつなくなっていたのか。切ってモルタルで埋めるだけだと思うんですけど、こういう工事で果たして本当にいいのかっていう疑問も生まれてくるんです。

あまり突っ込んだことは聞きませんが、このやり方でしょうか。これ、観光課長でも町長でも、最終決定は町長がしたんでしょうから、この1本、僕の記憶によれば、これは600万円の事業だったと思うんですよ、当時。いろんなガスの配管含めての工事だったと思うんですけど、これは大失敗作ですよ。御宿がハワイにはなれないわけですよ。サヤンテラスさんなんかは、今でもたまにレストランのほうをたいてますよ、これガス灯。なかなか夕暮れどきとか、雰囲気確かにいいですよ。だから、これやり方、本当になかったのかなと、今さらですけど、この簡単な撤去の仕方、フィニッシュでもう仕方ないのか、その辺のところをですね、当時携わってた、町長も担当課長だったんでしょうから、このフィニッシュの仕方、もしやむを得ないのか、その辺で一言よろしいですか。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 岩和田地先のガス灯につきましては、平成11年度に県の観

光施設整備事業を活用しまして整備をしたところでございます。

そこから約 20 年間が経過しておりまして、その間、ガスの倉庫等の廃止が平成 28 年だったと思うんですけれども、ありまして、現在、所管課である私どものほうで現状を確認したところ、やっぱり老朽化のほうが著しいことから、今回補正予算として計上させていただいたところでございます。

撤去につきましては、1 本ずつ根元から切断をしまして、安全対策に配慮しながら対応していきたいと思っています。

ただ、ガス管の配管につきましては、駐車場でございますので、それについては現状のままで、そのままにして対応させていただければと思っております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 12 番、滝口さん。

○12 番（滝口一浩君） 安全的に問題がなければ、それはそれで結構なんですけど、一言だけ言わせてもらえば、よく株券が紙切れになって、それを教訓として取っておく場合もあるんで、1 本ぐらい残して教訓として残すのも一つの手かなと、余談です。

先に行きます。

21 ページの都市計画関係事務事業で、先ほども出ましたブロック塀の撤去補助で、件数とか分からなくて、要するにこれ補助金が出る話で 40 万円ということなんですけど、町のほうでは、ここの箇所が危ないから取り壊して補助金出るから植栽を含めてやり直したらどうですかねみたいなことを言っているんですかね。積極的に言ってなければ言ってないで結構なんですけど、来たものだけを受けているのか、その辺をまずはちょっと聞きたいんですけど。

○議長（土井茂夫君） 建設水道課長。

○建設水道課長（埋田禎久君） ブロック塀撤去費補助金につきましては、老朽化したブロック塀の撤去について補助を行い、危険箇所の削減に努めるものですが、当初予算において 5 件を計上していましたが、現在 4 件の申請が提出されており、ほかに 1 件、申請書類を渡してある方がいらっしゃいます。

3 月に開催されました産業建設委員会協議会において、不足が生じた場合、命に関わるものであることから、補正対応してほしいと要望をいただいております、今回 5 件分を追加補正するものです。

それで、今、4 件申請があつて、1 件が申請書を持ち帰っているという話をしましたが、そのうちの 2 件は、お名前は申し上げませんが、議員からここは危ないよという情報を得て、そ

の方に通知を出して申請をしていただいたという経緯もございます。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 分かりました。

個人で来る人、町からアプローチをかけ、数件だと思うんですけど、一番、毎日ルーティンというか、海岸道路とか毎日何回も通るんですけど、100人が100人、ここは何なんだという場所があるわけですよ。ブロック塀というかブロック造りの何かへんてこな、具体的なところを言うと、須賀の2208のレッドバロンの隣の市東袈三郎さん、亡くならましたけれども、ユニークなおやじさんだったんですけど、あそこの入り口と奥に、要するにブロック、コンクリート塀みたいな何か訳の分からないものがあって、一番目立つのが入り口のコンクリートで何か門みたいな形で、屋根か屋根じゃないか分からないんですけど、あれかじればすぐ壊れるような、そんなに大金がかかるようなものでもないと思うんですけど、観光客の方とか移住定住新住民の方、100人が100人いて、これは何なんですかという、これは町の持ち物ですと言うと、最低ですねっていう言葉が返ってくるわけですよ。せめて中央のトイレもそのままになってますけど、新しい場所を見つけなきゃみたいなことも町長はおっしゃってますけど、ここはぜひとも危ないし、人に勧めるんだったら、町が一番最初にこれ手がけなきゃいけない場所だと思うんですよ。多分、そんなにユンボで、あれすぐ終わっちゃうと思いますよ。あれは危ないし、見てくれも悪いし、不動産価値も完全に下げちゃうような話で、せめてあそこだけは早急に、補正予算案がもう40万円出てるさなかなんですけど、ぜひともあれはあり得ないんで、いち早く手をつけていただきたいという希望を含めて、担当課の課長からあれば、なければ町長がじかに、ちょっと答えてもらいたいですけど。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 今、議員お話ありましたとおり、確かに非常に高さもありまして、ブロックが積まれているような建物跡地でございますので、危険な状況にあるということは承知をしております。かなり上のほうに乗っかっていたもの、危ないものは一旦撤去して処分はしてありますが、まだ本体の部分が残っている状況でございます。

実際に、かなり奥にも量として非常にありまして、壊しの部分については、今議員お話あったとおり、費用や期間もそんなにかからないかなとは思いますが、とにかく量が非常に多いので処分費も含めて、ちょっと正式な見積りはまだ出していただいてありませんが、確かに観光客の方だけじゃなくて、一般の方もよく通る道路でございますので、今後の対策、対応につきましては、また内部で検討いたしまして、危険のないような形を取っていきたいというふう

に考えてございます。

○12番（滝口一浩君） よろしく申し上げます。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 奥のあることも承知なんです。ただ、段階的にそのブロックの話が出たんで、手前だけだったらそんなに費用もかからないし、まずはそこだけでも全然イメージも変わるし、正直あそこ駐車場でも稼げる場所ですよ。だから、元取れますよ、すぐって言っちゃ、何か商売つけみたいなあれなんですけど、ぜひ早急に前だけでも対応して、そのブロック塀の話で言ったんですけど、ブロック積みなんです、よろしく申し上げます。

町長、その辺に関しては、多分歩いて知っていると思うんですけど、どうですかね。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いいご提言をいただきました。ありがとうございます。

私もいつも気にかけてます。内部で検討します。

○議長（土井茂夫君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（土井茂夫君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日15日は、午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

(午後 4時27分)